

経済建設委員会会議録

平成25年9月13日 10時00分 開 会
 14時05分 閉 会

網 走 市 議 会

午前10時00分 開会

○佐々木委員長

おはようございます。

ただいまより経済建設委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが、議案6件、報告1件、請願4件、要請1件の合計12件についての審査と行政視察の実施について協議をいたします。

審査の進行につきましては、最初に経済部、水産港湾部、建設部関係の議案と当委員会に付託されております請願要請の審査を行います。

その後休憩をとりまして、理事者を入れかえて水道部関係の議案の審査を行います。

そして委員会審査終了後、行政視察について協議いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ではまず議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中所管分、農政課所管分についてまず説明を受けたいと思います。

これは、8件ありますけれども、農政課所管分について一括説明をお願いをいたします。

○川合農政課長

それでは、農政課所管分の補正予算の説明をさせていただきます。

議案資料16ページをごらん願います。

平成25年度一般会計農業振興費、農業機械整備事業補助金の補正予算についてであります。補正の理由につきましては、農事組合法人オホーツク網走産業が事業実施主体となり、道の地域づくり総合交付金を活用した農業機械整備事業に対し、道補助金相当分を補助するため、網走市は間接補助として道補助金相当分を補正するものであります。

事業の内容についてであります。導入予定である農業機械はフローラトラクター1台、ブロードキャスター1台であり、本作業機の導入によりまして、春の作付作業の早期化を図るための圃場の融雪作業の早期着手、早期播種作業の開始が可能となりまして、春の農作業の効率化並びに高精度施肥が図られるものであります。

なお、歳出歳入ともに記載のとおり、500万円を補正するものであり、財源は全額が道の補助金であります。

続きまして、議案資料17ページをごらん願います。

平成25年度一般会計農業振興費、経営体育成支援事業補助金の補正予算についてであります。補正の理由につきましては、経営規模の拡大や、経営の多角化を図っていくために、新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織などが必要な農業用機械の導入に対する経費を、国が直接支援する経営体育成支援事業によりまして補助するため、網走市は間接補助として国庫補助金相当分を補正するものであります。

事業の内容についてであります。経営体が経営規模を拡大するために、農業機械などを導入する際、導入資金の融資を受ける場合に、取得価格の10分の3かつ300万円を上限として助成するものであります。

また、融資を円滑に実施するため、農業信用基金協会に対しまして、無担保、無保証人で保証が受けられるための経費についても助成を行うものであります。

本事業の事業内容につきましては、南部24地区において2経営体が散水機を、南部26地区において1経営体がたまねぎ育苗ハウス、飼料庫各1棟、中部35地区において、1経営体がポテトハーベスター1台を導入する計画であります。

なお、歳出歳入とも記載のとおり558万円を補正するものでありまして、財源につきましては、全額が道の補助金であります。

続きまして、資料20ページをごらんください。

平成25年度網走市一般会計農業農村整備費担い手支援畑総事業分担金6地区の補正予算についてであります。補正の理由及び内容につきましては、平成25年度の北海道の畑総事業費が確定したことによりまして、6地区の事業分担金の経費を補正するものであります。

内訳といたしましては、事業分担金として網走西地区60万円の減額、卯原内中央地区2,204万円

の減額、網走南部東地区で1,634万4,000円の増額、網走南部西地区で1,360万円の増額、網走東部地区で383万4,000円の増額、また新規地区として網走中部北地区、41万6,000円の増額となりまして、合計で1,155万4,000円を増額補正するものであります。

2の補正額についてであります、①の歳入予算につきましては、補正前の額9,800万円から1,155万4,000円を増額補正を行うもので、補正後の額は1億955万4,000円となります。

補正額の財源内訳につきましては、②の歳入予算の補正の記載にもありますとおり分担金が373万7,000円、道補助金244万円、市債270万円の増額補正と一般財源267万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

それでは皆さんから質疑ございますか。

○山田(庫)委員

何点かちょっと、内容も含めて聞かせていただきたいと思いますが、農業振興費の機械整備事業補助金500万円ですが、これはトラクターやブロードキャスターということでお聞きをさせていただきました。

よく農業にあるのですが、これ事業費はこの500万円で、例えば農協あたりでまたさらに補助して事業費は1,000万円とかっていう場合もよくあるのですが、これは500万円そのままの事業費ということで考えてよろしいでしょうか。

○川合農政課長

今回の機械の導入であります、事業費の補助金は500万円となっておりますが、総事業費でいきまして1,123万5,000円ということで、残りについてはこの事業主体農事組合法人オホーツク網走産業の方で自己負担ということになっていきます。

○山田(庫)委員

そういう意味で間接補助としてという言い方したのかなというふうに思いますので、この事業については理解をさせていただきます。

次の経営体育成支援事業補助金もこれも先ほど間接補助としてという説明がありましたから、事業費というのはまだ大きいのかなとちょっと思いますし、先ほど私がちょっと聞き漏らして勉強不足なのかもしれませんが、取得価格、10分の3、上限300万円で無担保保証ということで制度があるという説明もあったのですが、これは今回は補助金ということで考えて貸し付けではないんですね。

○川合農政課長

こちらは国の経営体育成事業というのがありまして、今回該当したのが融資も受けながら、残り10分の3、その事業費、機械の10分の3が助成を受けれる、補助を受けられるということで、残りについては融資を受けるという事業になっていますので、今現在の資金がなくてもできるということで、そういう制度になっています。

無担保、無保証人というのは、そのお金を融資を受ける際に借りるわけですから、当然担保等が必要になるのですが、その担保をなくすため、また今後事業体が融資を受ける際にも不利益を生じないということで、限度額の拡大ということで基金協会に対して助成をするという仕組みになっています。

○山田(庫)委員

そうなりますと事業費はまだ大きいですねこれは、事業費教えていただければ。

○川合農政課長

こちらの南部24地区では散水機2台ということで、事業費としましては200万円、南部26地区としては、こちらのほうがタマネギの育苗ハウスと飼料庫ということで、事業費が900万円、中部35地区では、ポテトハーベスターの導入ということで事業費は380万円となっております。

○山田(庫)委員

わかりましたが、例えば558万円は補助でこの内出しますよと、事業費トータルでいくとこれちょっと足し算してませんが、1,400、1,500万円になると思うのですが、これの差額の約900万円ぐらいいは、この制度を使って借りますよということ

で理解していいですか。

○川合農政課長

こちら総事業費1,480万円になるかと思うのですが、その中で558万円の助成を受けるわけですが、残りについては融資を受けるということになってます。

○山田(庫)委員

理解させていただきます。

それと最後ですが担い手支援畑総事業なのですが、増額で地区的にはさらに、畑の整備ができるという部分はございますけれども、ちょっと1点聞きたいのは卯原内中央地区が2,200万円、これ減額になっているのですが、何か地区的な事情があって事業を取りやめたのか、その辺の内容をもしお話しできればというふうに思いますけれども。

○川合農政課長

こちら卯原内中央地区の減額についてですが、大きな理由といたしましては区画整理の予定していたものの規模が縮小された。10ヘクタール予定だったものが8ヘクタール減になって2ヘクタールになったということと、また昨年からは天候不順で昨年の秋まき小麦予定の作付を変更したということもあるので、作付の変更によりまして圃場の基盤整備の予定が変更になったということで、暗渠で14ヘクタールの減、また客土のほうで10ヘクタール減ということで大きな減額となっております。

○山田(庫)委員

内容はわかりました。

それでちょっと心配しているのはことしの農作業も含めて、春の作付がおくれて途中で天気回復もあったのですが、ジャガイモ等いろいろ含めて、デンプン工場の稼働もおくれぎみにスタートしてますから、実際その畑の仕事というと課長御存じのように客土だとか、暗渠だとかということで作物を刈り取ってから期間内にやらなければならないというものは一つあると思うのですが、昨年也大変厳しい状況ということで伺ってるのですが、ことしもどんな状況になるかちょっと心

配な部分もあるのですが、当市が出してる事業としては大丈夫かどうか、その辺原課としてどのような考え方を持っておられるか、お聞かせいただければと思うのですけれども。

○川合農政課長

こちらの道営畑総基盤整備事業ですが、暗渠なり客土なりをするということで、圃場の整備をして湿害対策なりをしているということでありまして、例をあげますと、ことしも春先にはああいふふうに雨なり雪も降るぐらいの天候不順であったということで、まきつけがおくれているところであったのですが、やはり基盤整備をしているところとしてないところでは圃場に入れる期間というか、それが早くできるということもありますし、作物に対してもやはり収量も上がるということもあるので、この基盤整備事業というのはやはり重要なものだと思っております。

○山田(庫)委員

そのとおりだと思いますし、ただ私が心配してたのは、雪が降る前に事業というのはできるだけ完了することによって、来年の作付と作物の成長に非常に役に立つと、今課長のお話ですから、企業もずれ込んでいる中で大変だとは思いますが何とか雪降る前に、受益者との相談ももちろんしなければならぬと思いますが、速やかに完了するよう要望して質問を終わります。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。

ないでしょうか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

次、議案第1号港湾課、都市開発課、建築課所管分につきましてまず説明を受けたいと思います。

○酒井港湾課長

続きまして資料の18ページをごらんください。

平成25年度一般会計農業振興費補正予算、小麦集出荷施設建設関連事業につきまして御説明申し上げます。

予算科目は農業振興費ですが、集出荷施設に伴

う巡視船ゆうばりの移転に係る諸費用の補正のため、港湾課のほうから御説明をさせていただきます。

補正の理由及び内容であります、小麦集出荷施設の建設に伴いまして、小麦船の使用するバースが現在の第1ふ頭岸壁から第3ふ頭1号岸壁に変更することとなりました。

このことに伴いまして、現在第3ふ頭1号岸壁を使用している巡視船ゆうばりの係留先が第1ふ頭岸壁に変更となりまして、船舶用の施設の整備が必要となったものでございます。

巡視船の係留箇所につきましては、所管の網走海上保安署、小麦の荷主などの関係者と、現在係留している第3ふ頭1号岸壁のさらに先端側の利用も含めて協議を続けてまいりましたが、積荷の際の小麦船舶の移動などの幅なども考慮するとここに巡視船ゆうばりが係留し続けるのは難しいということになりまして、第1ふ頭岸壁に移転することとなったものでございます。

巡視船の移転に伴いまして、船舶の充電に使用する陸電設備、安定係留のために必要なアンカー、照明灯などを第1ふ頭に設置するものでございます。

補正額であります、歳出予算では小麦集出荷施設建設関連事業工事請負費として1,800万円を新たに設けるものでございます。

歳入予算は市債が1,350万円でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

それでは皆さんから質疑ございますか。

○栗田委員

1点質問しておきたいのですが、巡視船今まで網走の小麦集出荷施設が予定されている場所に係留されていたということは、多分静穏域の関係であそこはやっぱりベストだということで置かれてたと思うのですが、移動して旧港って言ったあれですけども、昔の港とか比較的外海に近い静穏域の部分で、巡視船というのは非常に重要な部分なので、この我々の海域をしっかり守ってもらうということで絶対欠くことのできない

ものですから、その部分でしっかりとした係留ができるのかっていうところが、いろいろなそのバースの高さの関係とか出てくると思うのですが、その辺についてちょっと詳細を聞きたいと思います。

○酒井港湾課長

第3ふ頭と第1ふ頭の静穏度の違いということになるかと思えますけれども、網走海上保安署と協議した結果の中では、第3ふ頭と第1ふ頭、それほど静穏度には差はないという結論になってございます。

したがって第1ふ頭岸壁で、もちろん波浪時のアンカーで船を守るという措置は必要なのですけれども、1号ふ頭岸壁でも十分に対応出来るという事で結論が出ております。

○栗田委員

わかりました。

静穏度は確保されてるということで船に対する安全度は確保されるのでしょけれども、やはり場所が変わるということで十分な設備をしっかりとあげないと安心して海を守ってもらうという立場からも、で逆に言うと出港に関して緊急出港の場合はやりやすいのかなというメリットもあるのかなと思いますので、ぜひともその対応というのをしっかりとやっていただければというふうにお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

そのほか質疑。

○山田(庫)委員

ちょっと1点だけお聞かせいただきたいのですが、賛成の立場ですけども原因者が網走市ということで、それと巡視船ゆうばりですから、非常に防災や災害いろいろなときに、対応してくれるということも含めて、大変大切な立場を持っているということで原因者が網走市なのでうちがその1,800万円かけて移動させるということはもう十分私は理解したいのですが、ただ船舶用の施設、係船させるという場合によく道路なんかでは占用許可みたいなものを一つあるのですが、原因者はどうあれ例えばその契約の中でこういう場合

については動いてくださいとか、こういう契約の内容というのもあると思うのですが、この巡視船ゆうばりは私はこれには該当しないと思うのですが、他の船舶なんかの占用と言いますかとめる場合については、私もちょっと勉強してくればよかったのですが、契約上どういう形であるのかちょっとお聞かせいただければ。

○酒井港湾課長

今回の施設の移転になった経過ですけれども、今委員おっしゃられるように原因者は網走市だったということが一番大きな理由でございます。

原因者が国ということであれば、国のほうでその移転に必要な施設を負担するということになりますけれども、小麦の集出荷施設の建設に伴うということでございますので、網走市が負担して移転の措置を行うというような形になりました。

あと、施設の管理等につきましては、基本的には網走市の施設でするので網走市が管理して国に使って頂くというような形になろうと思いますけれども、この移転、このようなケースでは国が負担する、別なケースでは網走市が負担するというようなそういう特別な規定というのはございません。

○山田(庫)委員

これについてはわかったけれど、例えば逆に言えばここに直接関係ないのですが、例えば川沿いにトレジャーボートとか釣り船とかいろいろ係船を続ける中で契約してると思いますが、これはこういうものとは違う内容になっているのかちょっと確認をしたかったのですが。

○酒井港湾課長

船舶の係留につきましては、今おっしゃられたように、その係留する箇所について申請をいただきましてこちらのほうで許可をしてるということで対応しております。

○山田(庫)委員

この事件に関係ない形で本当に聞いているので申しわけないと思うのですが、川筋なんかはとめさせるときに申請して、それは申請許可するの

だと思うのですが、そのときに例えばこちら側で何か工事やって、ここちょっとのけて違うとこいつてくれっていうときには、市がやっぱりお金出してやるような契約内容っていうかそういう取り決めをしているのかなと、それをちょっと聞きたかったのです。

この場合は国ですし、いろいろな場合というのは特例だというふうに僕も認識しているし、取り決めは基本的に余りないということもそれは理解しますけれども、こちらなんかはどのようなふうになるのかなと思ったので、この案件と関係ないので申し訳ないんですけども。

○酒井港湾課長

巡視船ゆうばりと別件という形になるかもしれませんが、例えば川筋のような事例ですと個人の船も係留してるということもありますので、網走市が原因でどうしても移転せざるを得ないというときには、まずその船舶の所有者と協議をしてという形になりますけれども、どうしても施策上移転せざるを得ないということになると、ある程度段取りをするということも出るかと思います。

その中で、個人の船を守るということで、その設備で個人が対応できる分については、それは、協議の中でお願いするということになると思います。

○大澤副市長

今回の巡視船ゆうばりの関係は、小麦の施設の関係で施策的にもゆうばりに係留場所を動いてもらわなければならないと。もともとこれは国のほうで設備してたのですね。陸電だとかアンカーだとかっていうのは国側のほうで設備してたものですから、それが市の関係で動いてもらわなければならないということですからそれは市でやるということですね。

それから川筋の個人の漁船だとか遊漁船の関係ですけれども、基本的には動いてもらわなければならないというような事例というのは余り発生してないですし、それからその動くことによってなにか設備をしなきゃならんというケースも

ほとんどないですね。

ですから係留場所が動くということについての何か設備が出てくるかということ言えば、今言ったようにほとんど出てきてませんけれども、それはケースによってはいろいろ船の持ち主等々ケースによっては相談をしなければならぬということもあろうかと思います。

○山田(庫)委員

本当にこの議件とちょっと離れた質問で大変申しわけなく思います。

理解させていただきます。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。

○小澤副委員長

小麦の集出荷施設が3月に完成されてその後、新施設に移っての使用となるのですが、旧施設とどうしてもラップする期間があると思うんですが、その間の対応についてどのように考えているか説明をお願いします。

○酒井港湾課長

おっしゃるように施設が稼動した直後にはそういうふうには第3ふ頭と第1ふ頭が輻輳する期間がございますけれども、その期間につきましては、海保ともお話しはしているのですけれども、巡視船ゆうばりを第3ふ頭それから第1ふ頭、交互に動かしながらやりくりをするというようなことは出てきますということで了解をいただいております。

○小澤副委員長

今回、この議案上は移設と書いてますが、アンカーなどは新設でつけて第3ふ頭のものはそのまま使うという形で理解でよろしいですか。

○酒井港湾課長

先ほど申し上げたように輻輳する期間がございますので、第1ふ頭のほうにつきましては新設するという形になったということです。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

では次に、都市開発課所管分2件について説明をお願いいたします。

○石川都市開発課長

議案資料の21ページ、22ページでございます。

平成25年度一般会計道路橋梁新設改良費、潮見団地線歩道整備事業の補正予算でございます。

補正の理由であります、本事業は国の補助金を受けての事業でありまして、当初予算に計上している事業費で国に要望しておりましたが、事業の一部を平成24年度補正予算に前倒したこと、並びに国の平成25年度予算の確定による事業費の減額によりまして工事費3,200万円用地購入費100万円、合計3,300万円を減額補正するものであります。

補正額であります、歳出予算では補正前の額5,300万円に対しまして3,300万円を減額し補正後の額が2,000万円であります。

財源内訳歳入予算の内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に議案資料23ページ、24ページでございます。

平成25年度一般会計道路橋梁新設改良費、潮見鱒浦線歩道整備事業の補正予算でございます。

補正の理由であります、本事業につきましても国の補助事業でありまして、当初予算に計上している事業費で国に要望しておりましたが、国の25年度予算確定による事業費の減額に伴いまして設計測量費300万円、工事費1,238万円、合計1,538万円を減額補正するものであります。

補正額であります、歳出予算で補正前の額5,500万円に対しまして1,538万円を減額し、補正後の額が3,962万円でございます。

財源内訳、歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

以上であります。

○佐々木委員長

質疑ございますか。

○山田(庫)委員

潮見団地線ですが、減額になるのはちょっと残念なところもありますが、これは22ページの図面を見せていただくと3・3・3通りからこの交差点

で延長が終点なのですか。

これ例えば、潮見団地のほうに上がっていく路線になっていたのかということを確認させていただくと、あそこの路線は何年も工事をやってまして、地元の方から含めて今年あたり完成するのだろうかというような話もちよっとあったという私も認識をしているのですけれども、減額になったことによって完成がちょっとおぼつかないだろうと思うのですが、現状は歩道整備ですから歩道の両側を舗装切断してつくってますから、俗にいう縁石と既存の舗装の部分の間が砂利になってるという形なのですが、もしこのままでいくとあのまま来年まで現場というのは残ることになるのかも含めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○石川都市開発課長

まず潮見団地線の路線ですが、当該路線は3.3・3本通りから市の除雪センター部分で直角に曲がりまして、最終的には潮見公園を通過して道道中園網走停車場線まで至る路線でございます。

本事業の全体計画につきましては、今申し上げた3・3・3本通り線から除雪センターを曲がりまして、潮見7条通り線と言いますけれどもあれこれ屋の交差点が全体計画の終点でございます。

減額に伴いまして、事業がおくれるというお話がございましたけれども、本事業につきましては、先ほど申し上げました平成24年度の補正予算におきまして、事業進捗を図りまして、トータルで考えますと、当初予定どおりの進捗ではないかというふうに考えております。

本年度につきましては、除雪センターの交差点付近まで概成をする予定でございまして、来年度以降、直角に曲がってあれこれ屋の方面に向かって事業進捗する予定でございまして、残り1年ないし2年、2カ年で完成を見込んでございます。

以上です。

○山田(庫)委員

今の御答弁いただいて、あの現状で残らないということではっきりいって舗装になってあの部分は完成をする。

上の部分がまだ残りますから、2年か3年、遅くともということで完了見込みをしているということで御答弁いただきました。

理解をさせていただきます。

それと潮見鱒浦線ですが、これも減額ですが約4,000万円工事費残ってるわけで、この図面を見ますと黒塗りのところを残った約3,900万円の工事請負の中で施行をすると、逆に減額分は延長か何かを減らして対応するのか。それと委託料が300万円減額とあるのですが、これ委託料というのは中身が道路の設計でしたら安易に切ることもないかなとちょっと思うのですが、その辺はどんな内訳なのでしょう。

○石川都市開発課長

潮見鱒浦線の歩道整備事業でございますけれども、まず全体計画で申し上げますと、潮見南通線と言いますけれども、こが病院に行く通りですね。そこが起点となりまして羽衣団地を経由して、南小学校付近の信号まで至る路線が全体計画でございます。

本事業につきましては平成25年度の新規事業でございまして、当初減額前の5,500万円で国のほうに要望しておりましたけれども、国の予算の確定に伴いまして減額されたというものでございます。

減額分につきましては、本年度の施工量が減少するわけですが、それは来年度以降また継続して事業を実施していくということになるかと思えます。

測量試験費の関係につきましては、今回の減額に伴いまして一部用地測量について減額をしたものでありまして、道路設計につきましては全線予定どおり行う予定でございます。

以上です。

○山田(庫)委員

わかりました。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○佐々木委員長

では次に、建築課所管分についての説明を受けたいと思います。

○角田建築課長

平成25年度一般会計住宅建設費市営住宅長寿命化修繕事業の補正予算について御説明させていただきます。

議案資料25ページから28ページをごらん願います。

補正の理由につきましては、国の社会資本整備交付金の追加に伴いまして、市営住宅長寿命化計画に基づき劣化が著しい市営住宅の屋上防水の改修を行うため、その経費について追加補正をするものであります。

事業の内容についてであります、屋上防水の劣化が著しい大曲2丁目5番5号棟、つくしヶ丘6丁目11番3号棟及びつくしヶ丘3丁目6番2号棟合わせて3棟の改修を行うものです。

補正額は歳入歳出ともに記載のとおりとなっております。

以上です。

○佐々木委員長

皆さんから質疑ございますか。

○山田(庫)委員

防水工事、必要ですからやることには賛成をさせていただきますが、ただ長寿命化を調査含めて計画を立てられていると思うのですが、今回屋上の防水工事というのは初めてと私はちょっと認識をしているのですが、今後その長寿命化の計画をつくったときにほかの市営住宅にもこういう必要性ある箇所はまだかなりあるのでしょうか。その辺ちょっと含めて。

○角田建築課長

今回屋上防水のほうでさせてもらってますけれども、基本的には建具だとか計画修繕をしなればならない状況になってくる可能性はあります。

まだそこまで顕著に見えてる状況ではございません。

○山田(庫)委員

長寿命化の調査をしたというふうに思ってます。

す。

それで防水工事はもう今後発生することはないという明言はできないということでもいいのかな。

来年はまた何カ所かやっていかなければならないとか、再来年もまたやっていかなければならないという状況というのは今の中ではまだとらえてないと、こういうことで認識していいですか。

○角田建築課長

屋上防水につきましては、今回たまたま補正がついてやれるような形になっておりますけれども、長寿命化の中には計画として入れて、計画修繕という形でもって実施する予定であります。

○山田(庫)委員

それはまだ大曲地区、つくし地区、潮見地区含めて、何カ所かまだ計画の中にあるということで、まだ何カ所かわからないし来年やるかどうかはわからないと。

○角田建築課長

建築課の住宅管理係に計画修繕という予算を持っていまして、その中で順次、年度に2棟なり3棟なりという話になると思いますけれども、計画的に実施する予定であります。

○山田(庫)委員

そうしたら修繕の中で対応していくということで、箇所的にはまだかなりあるということで認識をさせていただきますが、屋上の防水ですから、これはやはり水が下に漏ってくるということは、これ家屋としては一番問題な部分ですから、これはやらなければならないというのは十分原課のほうも認識をされていると思いますが、確かに補助いただいてやるということも前提にしていかなければならないのもわかりますが、今、課長から御答弁あったように修繕の中で、小規模の修繕もあるのだとは思いますが、初めて私聞くものですから、屋上の防水が必要な住宅についてはやはり1日も早く速やかに対応することをお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。

○小澤副委員長

まずはこの3棟につきまして築年数を教えてください。

○角田建築課長

今詳細な資料を持ってませんけれども、30年ぐらい前でということで考えていただければよろしいかと思います。

○小澤副委員長

築年数的には相当古い建物ということで、防水なんかの瑕疵も10年だと思いますが、長寿命計画の中で防水の更新時期というのはある程度一定の数値というのは市のほうでは決めていらっしゃるのでしょうか。

○角田建築課長

まだうちの住宅管理のほうで、建築のほうで何年に何をやるっていうところまではまだ至っていません。

ただ、先ほど御答弁しましたように長寿命化の中に今後の修繕関係ということで、予算を持ってやるということで方向決めてますので、その中で逐一考えて箇所を割り振っていくというつもりであります。

○小澤副委員長

予算もあってということはわかりますが、防水だとか例えば建物の構造というのは安全とかに直結する問題ですので、ある程度基準を今後ちょっと考えていただいて、例えば防水だったら25年とか、内装については傷みを見てという形にはなると思うのですが、屋上防水の絡みはちょっと件数も多分結構あると思いますので、早急にその辺の基準を明確にしていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、平成25年度議案第1号平成25年度網走市一般会計等当員会所管分について、全会一致

をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

可決すべきものといたします。

次に、議案第3号網走市小麦集出荷施設条例制定について議案、議題といたします。

まず説明を受けたいと思います。

○川合農政課長

議案第3号網走市小麦集出荷施設条例の制定について御説明させていただきます。

議案第3号並びに議案資料29ページ、資料第2号をあわせてごらんいただきたいと思います。

制定の趣旨でございますが、本市農業における基幹作物であります小麦の安定的な生産流通体制の確立を図り、地域農業の振興に寄与することを目的とし、建設中である網走市小麦集出荷施設にかかる設置、管理等に関する事項について当該条例を制定しようとするものであります。

条文の内容についてであります。第1条では当該施設の設置目的について、第2条では施設の名称及び位置について、第3条では指定管理者による管理について、第4条では施設利用者の範囲について、第5条、第6条では利用の承認及び不承認の規定について、第7条、8条では利用料金及び減免の規定について、第9条では利用目的の変更等について、第10条では利用承認の取り消しについて、第11条では特別な設備等の制限について、第12条では現状回復の義務について、第13条では損害賠償の義務について第14条では指定管理者が行う業務について、第15条では規則への委任について、それぞれ定めるものでございます。

別表は施設の利用料金について定めるものでございます。

施行期日につきましては平成26年3月25日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

○佐々木委員長

質疑ございますか。

○山田(庫)委員

1 点だけお聞かせください。

別表の分ですから、利用料金なのですが、私もこういうのは初めてですから、1 キロ当たり 1 円 40 銭と 1 トンで 1,400 円ということになると思うのですが、これは大体こういう施設というのは、こういう料金なのでしょうか。

大体例をいろいろ勉強されて価格設定していると思うのですが、その辺ちょっと聞かせいただければ。

○川合農政課長

こちら 1 キロ 1 円 40 銭に設定したというところですが、こちらはまず施設の運営に係る経費等から見て上限として 1 円 40 銭というふうに設定したのですが、例としては十勝港にある十勝サイロというところがございまして、こちらのほうは 1 トンあたり 1,500 円、1 キロでいくと 1 円 50 銭というところを参考として設定をしました。

○山田(庫)委員

はいわかりました。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

では、議案第 3 号網走市小麦集出荷施設条例制定につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第 5 号網走市小麦集出荷施設新設本体工事請負契約の一部変更についてを議題いたします。

まず説明をお願いいたします。

○角田建築課長

網走市小麦集出荷施設新設本体工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

議案資料 32 ページ、資料 4 号をごらんいただきたいと思います。

本体工事につきましては、平成 25 年 5 月 1 日に入札を行い、5 月 27 日より施行開始したところであります。

契約変更の理由でございますが、本体の基礎工

事につきましては、事前の地質調査により地盤面から 6 メートル 50 センチから 7 メートル下は岩盤となっていることが確認されており、工法として岩盤を支持基盤とするコンクリートラップル工法を採用いたしました。

施工につきましては、敷地の土砂が海水を多量に含んだ砂質土であり、掘削が困難であることと、埋戻し後に海水の流入が少なくなるように基礎周囲に矢板を地盤面から 10 メートル、岩盤面から 4 メートル埋め込む方法として、硬質地盤対応圧入工法を採用し掘削を始めましたが、当初の想定より岩盤が固く、掘削中機械先端部が 2 度にわたり破損し、作業開始後 3 日経過した時点で 1 カ所も計画掘削深度まで到達できる状況でなかったため、直ちに作業を中止し工法の変更の検討を行いました。

工事管理を委託しておりますホクレンとも協議を行い、新工法として全周掘削置換工法による施工が適当であるとの結論になりましたので、設計変更による請負金額の変更を積算しましたところ、専決処分規定の議決を得た契約金額、その 10% を超える変更額、1 億 4,994 万円となりますことから、本会議において本体工事請負契約の一部変更につきまして議決を得て、新工法による現場施工を進めようとするものでございます。

変更前契約金額など、変更契約変更の内容につきましては、議案資料記載のとおりでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さん質疑ございますか。

○山田(庫)委員

これは完成させなければだめですから、設計変更は了解したいと思いますが、従来も岩が出るといことで工法もいろいろ考えたり工事も対策含めていただいていると思いますが、いずれにしても今度は固い岩が出たという事で工法を変えて岩を掘削していくことになりますから、近隣には加工場やその会社等が多くて、夜のことは心配ないと思いますが、騒音とか振動も含めてできる限り隣接者との対応もお願いをしたいとい

うふうに思いますし、もう1点は約1億5,000万円です。

財源が書かれてないのですが、どういう財源を使ってやられるのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○角田建築課長

本工事につきましては、設計金額が当初本体工事で税込み10億2,200万円で、トータル金額40億円、入札時点で40億102万5,000円が入札額の総計であり、執行残として1億9,363万50円が残っているという状況でしたので、これを執行残として使いたいと考えています。

○山田(庫)委員

今お聞きしますと、執行残、要するに請負によって生じた残額があると。これで1億9,000万円あったので、1億5,000万円ですから、その中で対応できると。

したがって当初の予定していた金額の中で処理ができるということで理解させていただきま

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。

○小澤副委員長

設計変更ということで工事のほう大分おくれってしまったのかなというふうに思いますが、最終的な工期のほうは守れるような形で工事は今のところ進んでいるのかどうかの確認をしたいと思います。

○角田建築課長

確かに工事はおくれ気味ではありますが、すでに掘削できるところから掘削しておりまして、このあと工事が始まった時点で矢板ということになってきますので、とりあえずおくれとしては2週間から3週間という計算で今、現場では進んでいます。

3月いっぱいには間違いなく施工は終わるということで考えております。

○佐々木委員長

その他質疑ございますか。よろしいでしょうか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

では議案第5号、網走市小麦集出荷施設新設本体工事請負契約の一部変更につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次に議案第6号財産の購入についてを議題といたします。

○鈴木土木管理課参事

議案6号の財産の取得について御説明申し上げます。

議案資料33ページ、資料5号をごらん願います。

本件は除雪車両のドーザの取得についてであります。

内容及び理由でございますが、除雪ドーザは夏期は道路等の補修改良工事に冬期は除雪車両として使用し、購入から16年を経過しており、経年劣化による馬力の低下等により市道除雪等に影響が出ている状況であります。

また、金属疲労及び長時間の稼働による故障が頻発し修理費も高額となっているため、平成25年度社会資本整備総合交付金事業により取得をしようとするものであります。

この財産の取得の予定価格につきまして、網走市財産条例第2条の規定に該当することから議決を得ようとするものでございます。

取得財産の概要につきましては、除雪ドーザ13トン級車輪式1台で購入の方法は指名競争入札、入札執行は平成25年6月27日、購入の金額1,921万5,000円となっております。

購入の相手方などにつきましては、議案資料のとおりでございます。

以上よろしく御審査お願いいたします。

○佐々木委員長

質疑ございますか。

○山田(庫)委員

除雪に必要な財産ですから、賛成の立場ですけれども、納入期限が3月31日になってますけれども、実際今年度の除雪から1番使えるのが私はベストだというふうに思うんですが、ただその納入が12月ぐらいまでに可能なかどうか、1日でも

早く納入していただいて、ことしの除雪に対応できるようなことが考えられるかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○鈴木土木管理課参事

契約業者と協議の結果、ことしの除雪期間内には納入可能ということを開き及んでおります。

○山田(庫)委員

今お聞きましてせつかく入れますから、ことしから1年でも早く使えることが私はいいことだと思います。

今の御答弁いただいて安心をしましたので、相手側としっかり話をしていただいて、除雪が始まるまでには入るよう御努力をいただきたいと思います。

以上です。

○佐々木委員長

この他質疑ございますか。

○栗田委員

何点かお聞きをしたいと思います。

まずは入れかえをするということなんですけれども、平成9年納入の現車が現行今使っているものがあるんですけれども、何時間ぐらい使ってその処理はどういうふうにするのかっていうことを教えていただきたいと思います。

○鈴木土木管理課参事

稼働時間につきましては手元に資料ございません。後ほど提出いたしたいと思います。

新しい車両が来た段階で現車両につきましては、南消防署の緊急ヘリポート用の除雪車ということで所管がえを考えております。

○栗田委員

2台体制でやるということではなくて、他の部署に持っていくということですね。それは理解をいたしました。

もう1点お聞きをしたいのですが、購入金額についてです。

1,900万円ということが出てますけれども、民間で私たちが買うとこれよりは安い金額で買えるんですが、どうしてこういう金額になるのか根拠を教えていただきたいと思います。

○鈴木土木管理課参事

私ども民間の価格については把握しておりません。

それで対比の部分については民間と行政の価格については、対比等コメントはできない状況なのですが、道内の各市町村で導入している同車種については、道のほうに確認した段階では、網走市の部分につきましては、ほかのどこより若干だけ安いと確認はしております。

以上です。

○栗田委員

通常ですとこういう商品ですから買う場合について高額な商品なんですけども、定価があって値引きがあって、マルチプラウ、ワンタッチの装置がついてということですから、それにいろいろオプションがつくと思うのです。

つけた上でも余りにも民間と差異が生じるといのはどうも私は納得できないのですが、その辺について明確なその根拠というか、こういう理由でこうだというのはお持ちなのでしょうか。

○佐藤建築部長

今回の購入については入札で購入をしてございます。

入札については予定価格を設定するということですので、その予定価格をどういうふうに積算したかということなのかと思いますけども、予定価格については道単価とかそういったものはございませんので、各数社から見積もりをとりましてその見積もりのとり方についても、本体価格、そういったオプション価格といったものを全部細かく分けて、一つずつ項目立てて、数社から同一の見積もりを出していただくという中ですべてその最低をとって最終価格を決めているということなんです。

ですから例えばその3社なり5社なりとると1社ごとのトータルの値段は出ますけども、そのすべての1社ごとに出てくるやつよりも、1番安い価格ということで予定価格を設定してるということでございます。

○栗田委員

金額については、市側のやり方の入札という制度なので、極端にダンピングというか安くするというのは難しいのかなということは理解できましたが、その方法手法については今後発生する、これは定期的に発生するものですから考えていただきたい、検討していただきたいということにとどめます。

知ってのとおりこのコマツ建機というのは世界シェアの企業になってます。本社はもう完全に本州ですから、地元企業という言い方はできない形になると思います。

そうなるこの販売購入に関して地元業者がいろいろなことで関与するというのもほとんどないのかなという気がしますので、それも含めた上で質問しているわけですからしっかりと値段については検討していただきたいと思いますが、そこでなぜこの重機を市が持たなくてはいけなかったのかというのがちょっと疑問に感じるのですが、場合によっては網走の業者に委託することできないものかなという気がするのですがどうでしょうか。

○鈴木土木管理課参事

このドーザにつきましては冬期間除雪、夏期については道路の補修とかそういう部分で使用させていただいております。

市のほうで今所有しております車両については通常の補修業務とかそういう部分のほかに、災害で早急に出動しなければならないと、そういう観点からも市のほうで最低限の車両を保有しているというような状況でございます。

○栗田委員

まとめますとこの1台は必要だと、除雪等は契約をして外注に出すことはできるけれども、通年で緊急体制緊急災害に関しても出動できる体制で保有は1台は最低しなくてはいけないということで理解してよろしいですね。

○鈴木土木課参事

はいそのとおりです。

○栗田委員

所有することに関しては問題ないかなという

ふうに思います。理解をいたします。

いずれにしても高額な商品ですし、先ほど時間を聞いたのはこういう重機類というのは時間で判断する、車であれば走行距離で判断するのですが、時間数で判断するので何千時間乗ったかによって大体の疲労頻度というのがわかるということが常識なので、そういう部分からお聞きしたのですけれども、それも踏まえながら、多分に修理費用のほうがこの古い機械は特に買うほどかかっているのではないかと、今までの累算をすると。そういうものだというふうに理解をしているので、そういう部分もしながらやっぱり経費の部分で、やはりそこはちょっと気をつけて考えながら、もしかすると場合によってはもっと早いサイクルでかえてったほうがコストの面で安くなるということも考えられますよね。

そういうことも十分検討しながら、そういうコストの面の意識を持って対応していただければなということを要望して終わります。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

では議案第6号財産の購入について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第8号、都市開発課所管分について、まず説明を受けたいと思います。

○石川都市開発課長

追加議案資料の2ページと3ページをごらんいただきます。

平成25年度一般会計道路橋梁新設改良費の冠水対策事業の補正予算についてでございます。

補正の理由であります、本年8月の12日、20日及び24日に集中豪雨が発生しておりまして、市内の各所で市道の冠水による交通障害が発生をし、このうち緊急に対策が必要な2箇所について、今回追加をして対策工事を実施するために、測量設計費200万円と工事費1,400万円、合計1,600万

円を追加補正するものであります。

内容でありますけれども、まず1カ所目につきましては市道潮見つくし線、これは学園通り線ですけれども、南小学校入り口付近でありまして、雨水を速やかに河川に排水するために流末環境及び側溝集水桝の整備を行います。

2カ所目につきましては、つくしヶ丘6丁目市営住宅付近の市道つくしヶ丘東2号線でありまして、この路線につきまして一部雨水管の管径が細い区間がございます、それを太い管径に変更する工事並びに路面水の速やかな廃止を行うために横断側溝集水桝の設置を行うものであります。

補正額であります、最終予算では補正前の額3,000万円に対しまして1,600万円を追加補正し、補正後の額が4,600万円であります。

財源内訳、歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

冠水対策につきましては以上であります。

○佐々木委員長

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

次に、土木管理課所管分について説明を受けたいと思います。

○高橋土木管理課長

追加議案資料9号、4ページをごらんください。

平成25年度一般会計道路河川災害復旧費補正予算についてでございます。

補正の理由でございますが、8月20日に発生しました豪雨に伴いまして、道路ではのり面崩壊、路面洗掘などで94カ所、河川では河川洗掘などで3カ所の合計97カ所で災害が発生しております。

被災した道路、河川の災害復旧事業を実施するため予算を追加補正するものでございます。

補正の内容及び補正額でございますが、単独道路河川災害復旧事業費としまして、合計額5,200万円で、内訳は道路復旧に係る工事費2,320万円、河川復旧に係る工事費280万円、調査設計費500万円の小計3,100万円が起債適用事業でございます。

て、路面整正にかかる車両借り上げ料1,708万2,000円及び原材料費391万8,000円の小計2,100万円が単独費でございます。

なお、9月2日の説明会におきまして、復旧事業費の概算見込み額を約4,000万円と御説明申し上げましたが、本提案では5,200万円と1,200万円増加しております。

これは向陽ヶ丘中央線、中央小学校からの下りのT字路交差点手前部分でございますが、車道舗装被災の復旧工事についてこちらの分が増額となったものでございまして、その理由について説明させていただきます。

8月20日の降雨翌日の現地調査におきまして、舗装表面の点検によりまして、雨水による路盤上面の洗掘により舗装に軽度の沈下が発生したと判断しまして、ロードヒーティングについても調査の結果断線等は認められなかったため、復旧工法については、オーバーレイ舗装による普及が妥当と判断しておりました。

その後、9月3日再度、現地を確認しましたところ、約80メートルの区間で舗装の沈下が進行しておりまして、最大10センチ程度沈下していることが確認されております。

このことは、雨水による路盤洗掘の深さが当初想定していたよりも大きく、舗装と路盤の間に空隙が生じる状況となりまして、交通負荷によって舗装の沈下が進行したものと考えられます。

以上から当該箇所の被災状況については、雨水による洗掘が路盤内部にまで達していると判断され、復旧工法としましては、舗装をいったん撤去し、流出した路盤を復旧しまして、その上で舗装、ロードヒーティングの復旧を行う工法に変更する必要があるため、当初概算工事費150万円程度を見込んでおりましたが、工事費、調査設計費あわせて1,000万円を超える事業費が必要となったため、全体の復旧事業費が増額となったものでございます。

復旧状況、復旧事業概要については資料5ページに、また復旧箇所の位置図を6ページ、7ページに添付いたしましたので、よろしく御審査いた

だきますようお願いいたします。

以上でございます。

○佐々木委員長

質疑ございますか。

○山田(庫)委員

今説明いただきましたように、冠水対策のほうですけれども、道路でいえばのり面含めて94カ所、河川3カ所ということで、業者の方のお手伝いもいただいて、直営の部分でも対応するということになると思いますが、全箇所が一応復旧するということですから、安心してますし、1日も早い対応をお願いして質問を終わります。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○佐々木委員長

では、議案第8号平成25年度網走市一般会計補正予算都市開発課、土木管理課所管分につきまして全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 18 分再開

○佐々木委員長

休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、報告第2号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

○高橋土木管理課長

議案資料37ページ、資料8号をごらんください。

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてでございます。

本件は、公用車の人身物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、平成22年10月26日市内駒場北4丁目市道駒場北4丁目1号線の道路補修作業中に発生しました公用車と一般車両

との事故でございます。

これまで、長期にわたり和解交渉を進めてきたところでございますが、このたび相手方より和解の意向が示されましたことから、和解並びに損害賠償額の決定を専決処分したものでございます。

損害賠償額ですが、総額452万5,146円で、既に概算払いを終えておりました人身分132万1,389円と物損分53万2,687円を除き、人身分267万1,070円を今回支払うことによりまして、全面的な解決を図ったものでございます。

なお損害賠償額につきましては、後日市の契約保険会社であります全国市有物件災害共済会から補てんされる予定となっております。

本件損害賠償額の決定につきましては議決事項でございますが、長期にわたり難航しておりました案件でございまして、このたび相手方より和解の意向が示されたということから、緊急に和解を進める必要がございまして、和解及び損害賠償額の決定について、平成25年8月12日に専決処分したものでございます。

なお、相手方とは同日付け8月12日に示談書を締結してございますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○佐々木委員長

委員の皆さんから質疑ございますか。

○栗田委員

専決処分について妥当と認めます。

ちょっと概要で疑問が残るのですが、公用車の市道補修した車が後退して人身事故が発生するというのは常識でちょっと考えられないのですが、どういう状況でこういうことが起きたのでしょうか。

○高橋土木管理課長

委員おっしゃられるように、市道補修用の車両が車道上で停止したと、その後ろに、前の公用車がとまったので、後の車両がとまったところ、前の公用車がバックしたという事故で物損分53万2,687円というのが車両の部分なのですが、程度的には補修車両、大きなジープタイプの車両でございまして、後ろの車が軽自動車ということで、

当初事故の状況を私は直接見てないのですが、見たものによると怪我の程度はさほどではないかなという部分でございましたけれども、その後精神的な部分の、その事故の状況がフラッシュバックするような状況にご本人陥ったという部分で、そういった部分での治療等に時間が要したものと考えております。

○栗田委員

事故の概要はある程度理解しました。

市の所有しているパトロール車がバックをして軽自動車だったために大きな損害があったというのですが、常識的に考えて市の方では過失割合10：0になっていますけれども、当然停止している車にぶつかるわけですから、バックするときにそれほどのスピードでバックするというのは考えられないことなんですね。

もちろんそのこれは免許持ってる人がみんなが当然のごとく、守るルールとしてバックするときには確認をするわけですよ。

まして市の車両ですから、当然複数で乗ってらっしゃるということで、バックする場合には1人がおりて確認をして合図をすとかつていう、ふだんからの習慣づけが必要なんだろうと思うんですね、この事案はこの事案として了解しますけれども、今後、除雪だとか補修だとかいろんなことで土木管理課の下でやはりいろいろな車両が動いてややもすると大きな事故になるようなケースも出てくると思います。

現実に小さな事故がたくさんあると思います。そういうものは極力少なくするために安全確認体制だとか、それはより一層しっかりしないと、防げれば防げる事故だと思うんですね。

こういうことが起きてしまったということを経験にしてしっかりと対応していただきたいということを申し添えて終わります。

○佐々木委員長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

では、報告第2号和解及び損害賠償の額の決定

に係る専決処分の報告につきまして、報告承認すべきものと決定をいたしたいと思います。

次に、請願の審査に移りたいと思います。4件上がっております。

まず、請願第31号網走バス株式会社における労働争議の早期解決を求める請願、請願第32号網走バス株式会社における労働争議の早期解決を求める意見書提出についての請願、この2件は関連がありますので一括審査といたしたいと思います。

○山田(庫)委員

今、委員長から31号、32号ということで、タイトルと内容も確かに違うのですが、33号、34号、請願者が違いますけれども中身は共通のところがあるようなので、もしこの四つを一緒にという議論が可能なのかどうかですが、分けてやるほうがいいのかということも含めてあるのですが、私は一緒にやったほうがどうだろうかという意見持っているのですが、ほかの委員にもし確認いただければと思います。

○佐々木委員長

今山田委員から第33号、34号につきましても、内容的には網走バス会社内の労働争議の問題ということで、内容は同じ内容と考えられるので4件とも一括で審査してはどうでしょうかというお話がありますけれども、皆さんの御意見はどうでしょうか。

請願者が違うというところが二つに分けた考え方ではあったのですが、内容は同様の内容ということで、4件一括で大丈夫でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

では、4件一括でという声がありますので、請願第33号安心安全な公共交通を守るための請願、34号につきましても、同じ公共交通を守るための請願。請願者が違うというだけでして、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○工藤委員

問題はある程度認識しておりますが、上場企業が撤退せざるを得ない状況になって、公共交通機

関で現経営者が引き受けるにあたっては相当な覚悟が必要であつたろうと思っております。

補助金を受けているのは、所定の手続等を得て議会に提出され議決されております。

このたびの労働争議はそれぞれの立場で言い分があることと思いますが、網走バスそのものの存続問題にも発展しかねない状況が懸念されるのかなという憂慮もしております。

係争中の問題に無関心でいるわけではございませんが、北海道労働局等への働きかけと、順序もあるのかなと。そして私たちは中立的立場を維持していく必要を私としては感じております。

よって、委員会において審査の対象にはなじむのかなという懸念も私は持っております。

あえて継続審査としていただきたいなと思います。

○山田(庫)委員

工藤委員から今お話がありましたけれども、二つの内容を一緒に議論をさせていただいてるのですが、工藤委員から言われたように係争中ということも一つあるし、公平という立場を考えたときにいかなものかという一つの疑問点が示されたわけですが、私の立場でいえば冒頭まず皆さんの合意がいただければ採択をしていただいて、関係する方たちに意見書提出をいただきたいと。こういうふうに冒頭まず申し上げながら中身についてちょっとお話をさせていただきますけれども、ここに書いてあるように皆さんも御承知のこととは思いますが、昨年、今工藤委員から言われたとおり経過がありまして、経営者が変わられたと。

その経営者がどうだということではなくて、もちろん係争中について私どもが手をつき込んでどっちがこうだどうだとそういう議論ではなくて、今、ここで両方とも求めている願意はやはり公共交通という立場が非常に大事だという視点がまず大きな課題でありまして、ここがやはり会社の中でいろいろ揺れていると。

ここはやはり安定した落ちついた経営をしていただくことが、乗る側にしても安心安全だし、

運営する経営する側もしっかり安定した状況であれば働く者も会社もいい形でいくわけですから、今言われるように中身にどうだこうだではなくて、公共交通を守るという視点でぜひ議会として、ここには網走市長と関係する自治体の首長にもということで99条と125条の地方自治法の絡みで、二通りでてますから四つ出てますけれども、願意はそういうことだというふうに私は認識してますので、今公共交通、のちほどJRの問題もまた請願の中に課題として出てきますが、JRも今大変な状況になって信頼回復に今、一生懸命頑張ってるのだと思いますが、公共交通がいざ何かあったときには、市民がやはり大変な状況になるということで、今確かにバスがとまっているわけではないし、何も事故が起こったわけではないというふうに捉えられますけれども、このままやはり不安定な状況がこれ以上続くと、もしかしたらそういうことも発生する可能性もあるだろうと、心配しすぎかもしれませんが、そういう状況にあるのなら、ここでやはり市長にぜひ助言や指導ができる限りのことがあれば、会社、双方も含めてですが、何かの形で責任ある立場で公共交通を守る立場で何かの動きをしていただきたいと、私はやはりそういう意味で議会としてもこの委員会で議論をしっかりして結論出すほうが私はいいいというふうに思いますし、ぜひ採択の方向で各委員の皆さんにお願いを申し上げたいと思いますし、きょうは心配してる方たちも含めて、傍聴も普段よりはちょっと多いようですけれども、それだけ市民の中には関心を持っている市民もいらっしゃるということも含めて、各委員の皆さんにぜひ認識と御理解いただければなとこんなふうに思います。

○佐々木委員長

他の委員いかがでしょうか。

○小澤副委員長

願意として公共交通を守るという33号と34号の請願の意図とするものは、私自身もとても共感できるものがあります。

ただ今回ちょっと四つの請願をまとめてとい

うことで、31号と32号も含めると、やはり31号と32号は現在係争中の案件ということと、公平な立場からということで、どっちにどういう話というのなかなかできるものではないのかなというふうに感じますので、ここで公共交通を守るという願意は本当に酌み取りますが、この請願を意見書として出すことに対しましては、ちょっと賛成はできないかなというふうに思います。

○古都委員

今小澤委員も言いましたけれども、願意の中でやはり請願の31、32号は最後の1の住民の足である公共交通を守るためにという部分入ってますけれども、ほとんどがこれは私企業に対して、ちょっと一般的なほうに入りすぎかなと。

ちょっと議会で論議するにはちょっと即さない文言が多すぎるなと私は思います。

33、34号については多少の文言整理が必要などころもあるかなとは思いますが、含意として公共交通を守ろうという意志が私は感じられますので、こっちについては採択してもかまわないかなと思います。

○佐々木委員長

栗田委員はいかがですか。

○栗田委員

大手名鉄から移行されたいろいろな経過云々は私も知ってはいますし、当初からこういうことが起きるだろうなという懸念がありました。

なぜかという、やはり大手、先ほど工藤委員からも言われましたように大手がやることと、タカハシといいながら網走では、結構な大きな企業だと思います。最大手といっていいと思いますけれども、そういう企業であります、同族の域からは外れないという部分で血族間で役員を重ねられてる、言うなれば個人的な企業であります。

そういうところがこういう形で経営を任された形の中で、当然、働いている方々との摩擦も、いろいろな形の中で摩擦が出てくるのも、予想されたことではあります。

そこで先ほどから言われているように、法的なことは司法の場というのは全く分離されたもの

ですから、この議決がどうのこうのによって左右されるものでもないですし、そういう場でもないと思います。

事実関係がまだまだ、経営者側サイドの意見の情報もほとんど入っていないのが現状だと思います。

これからいくとマスコミ等で報道されているいろいろな部分の中で、私どももそういう情報しかない。個人的には別にしてもそういうことしかないわけですから、それを労働者、この請願に関しては労働者サイドの請願という形で上がってるわけですが、それを精査するにはまだ材料も少な過ぎるというまず一つあるのと、先ほど来委員の中からもでてるように、この問題が私ども市議会として請願を採択をして、経営者、網走バスの代表取締役社長に申し入れをできるかどうかということを真摯に考えたときに、それは現段階では無理であろうと。

なぜならば、あくまでも民間企業の経営に対して、公共交通の補助金という部分はまた別の問題ですから、その経営者サイドの中に入れるということにはなかなか一緒にたにものが考えられないと思うのですね。

そういうことも全部かんがえたときに、この事案というのはまだまだほかの手法でやる道はあるんだろうと、市議会としてはこれに対して今介入するということは僕は無理があるのではないかなというふうに考えてますので、この請願4件に関しては私は不採択という形になると思います。

○佐々木委員長

古都委員どうぞ。

○古都宣裕委員

私、さっきしゃべったのですけれども、一応こういう請願として市民から意見が付されているということについてさまざまないきさつで今この企業が請け負っていると思うのですけれども、網走市としては、どういうことで受けとめているのかなというのをまず聞きたいなと思ったのですけれども。

○佐々木委員長

副市長お願いします。

○大澤副市長

今まさに委員会の中で、請願の扱いについての議論がされている。その請願の中身はそれぞれの自治体に対して意見書を出すと。我々がその請願が通れば受ける側になりますので、その今議論されている最中に、市としてどういうふうに考えているのだと言われてもなかなかコメントのしようがないという状況でありますけれども、先ほどの工藤委員おっしゃったとおり、昨年3月に名鉄が撤退したことで、非常に短い期間の中で地元の企業がその受け皿になっていただいたという経過であります。

名鉄は御承知の通りもう50年以上なるかと思えますけれども、資本投下の中で網走バスが経営してきたということですから、これはオーナーがかわることによっていろいろな方針の違いは出てくるのではないかというふうには思っています。

私の認識としては、経営側もそれから労働側も、やはりお客様第一といいたいでしょうか、利用者第一でそれは公共交通機関として利用者第一で安全安心な運行が必要だと、不可欠なのだというところは双方主張されているのではないかというふうに思ってます。

その手法がどうなのかというところは、今いろいろな個別の課題については、司法の場にも移っているということです、それを注視していたというのが私の見解でありますけれども、いずれにしてもこういった問題が早期に解決してくればなというふうに思っております。

○山田(庫)委員

まずちょっと整理させていただきたいのですが、栗田委員からちょっと出ましたけれども、議会の請願がもし採択されて意見書提出というのは民間には出せません。

ですから、今回出させていただいてるのは行政、いわゆる首長にということが対象ですから、決して網走バスや労働組合に向けて1日も早い解決を望むという内容ではないことをまず皆さんに

認識していただきたいというふうに思います。

それで、今古都委員から副市長にちょっと質問がありまして副市長から答えがあったのですが、公共交通ですから市の立場というのも非常に大切な責任もある立場だとももちろん思いますし、それと去年の3月、4月ということまで限定はしませんが、名鉄がどこかにということで動きがあったときに、市もこれは大事な課題ですから、市も当然そのときにかかわりを持ったのだらうというふうに私は思うのですが、その辺はどうなのでしょうかね。

地元企業へということの動きはやはりあったのだろと思いますが、その辺もし確認できればと思います。

○大澤副市長

昨年の4月の18日の経済建設委員会で名鉄本社の株式譲渡、そのところの経過について御質問がありましたので、私のほうからお話をしているというふうに思ってます。

非常に短い時間の中で株式を譲渡するのだと。それは名鉄本体、関連企業も入れたら150ぐらいあるのではないかと思いますけれども、中期の財政見通しの中で関連企業の縮小だとか廃止だとか統合というものを進めているのだという中に網走のこの3社も入っていますよということがございました。

その中で譲渡に当たって、名鉄本社としては想定した相手方が具体化していくという中で、その情報が名鉄3社のほうから話がありまして、3社の総意としてもやはりその地元の経済等々に精通している地元の企業がその受け皿になることが望ましいということ、それからそれは私どもも同じような考え方を持ちました。

先ほどから繰り返していますが、非常に短い時間でしたので、地元の企業が受け皿になるということについて名鉄の本体がそのことをよしとするか、もう1点は、地元がそういう企業があるかどうかということですね。

この2点が、言ってみれば実現しなければこの話は実現しないわけですから、まずは名鉄の本社

にそういった考え方に立てるかどうかというところで、一緒に同行してくれないかということで私も当時の社長と一緒に本社のほうに行って事情の説明をしました。

そのときは、何とか事業の継続をできませんかということが第一義的にお話を申し上げたわけですが、そのことは先ほど申し上げたとおり、全体的な計画の中での話だということで理解をいただきたいということでしたので、それはもういくら頑張っても無理なのかなというところで、次のステップというところになるわけですが、地元企業で受け皿が出た場合には考えていただけるかというようなこと、これは先ほど申し上げましたとおり、地元企業の三者の一応総意という前提の中で話していますのでそういったことで、今の事業者が浮上したというところでございます。

そういったことのやりとりがあった中で、去年の4月に株式の譲渡が行われたというのが経過でございます。

○山田(庫)委員

副市長から今お話を聞いたのですが、当然一番最初は副市長言われるようにずっと従来やっていただいていた名鉄がやはり、経営母体として、引き続きやっていただくのが一番ベストだったとは思いますが、地元があればという事も含めてこれはあの市がかかわったからそれが悪いとかいいとかではなくて、当然必要なときには市もかわらなければならぬ場合もありますから、それは当然今副市長の答弁聞きますと、市もやはり責任ある公共交通を守る立場ということでかかわりを持ったというふうに私は認識をした、答弁の認識をさせていただきますが、それだからどうだって責める気はありませんけれども、何もかわりがなくてもやはり公共交通を守る視点では、今、会社の中がいろいろごたごたをしているということは決して誰が見てもいいことではないし、当の本人たちが一番そうは思っていると思うのですが、楽観視というか第三者的な客観的な立場ですべて見ていっていいのかというふうに考えると、私は市がかかわりを持ったということも一

つあるとは言いながらも、公共交通を守る視点で1日も早い、労働争議の中とか司法で今やっていることに対してこっちが悪い、こっちがいいとかって口を出せということではなくて、公共交通を守る不安要素をやっぱり1日も早く払拭をするべきだということで、やはり市としても、関係する会社なり、労働組合まで行くのかちょっとわかりませんが、そこに対してやはり助言や何らかの指導を含めてすることによって、公共交通がやはり守られていくだろうという視点で、今回こういう請願が出てきているという私は理解をしていますので、委員から31号、32号の絡み、33号、34号ならいいのではないかと委員もいましたし、その辺がちょっといろいろありますけれども、私としてはどちらで採択するのがいいかというのは別にして、トータル的にもし採択の方向であれば、意見書の中身を精査をさせていただいて、ぜひ本委員会の中で採択をいただければというふうに、皆さんにお願いも含めてお話をさせていただきました。

○佐々木委員長

今、山田委員のほうから再度検討していただいて、採択の方向で考えていただけないかという皆さんへの問いかけですけれども。はい、工藤委員。

○工藤委員

さっき述べたとおりでございます。

○佐々木委員長

工藤委員は先ほどとかわらないという事で。

ほかの委員はどうでしょうか。

小澤委員もかわらないという事で。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

古都委員もかわらないということですね。

(「はい」の声あり)

○栗田委員

先ほど山田委員から言われたように、民間会社に請願の申し入れをするということではないというのは理解したうえの話だったのですが、市長が助言指導してほしいということの請願で、そのことを私は申し上げたつもりなのですが、

最終的にはそういうお願いだと思うのです。

先ほど言ったように情報が余りにも少なくて労使それぞれのものがこの壇上に上がってるのであればまだ判断のしようもあるのですが、多分、いろいろなことがいさかいがあるのだらうなというところがどの程度のもので、どういうことがどういうふうになっているかということも私たちは認知してません。

その中で判断できることは、それは民間の会社の中のことであってそれに対して、たとえそれが市長であっても、誘致の経緯は別にしても、それに対して物を言えるっていうことは現法律の中では無理です。絶対あり得ません。

だからそれはしっかり認識を持って、僕は先ほど申し上げたようにほかにまだまだ手法はありますよということで、解決策というのはまだまだ違ったこの請願という形じゃなくて違う形でいくらかでも方法はあると思います。

しっかりと話し合いで、できるだけ双方網走市内の市民の話なので、しっかりと話し合いをされたほうがいいのかという意味で、これに関しては市議会として私たちの立場としては受けられないということを申し上げたつもりです。

もう1点申し上げますけれども、株式会社タカハシという事がここに出てますのでどうしてもタカハシというイメージなのですが、この全体を見たときに網走バス株式会社の内紛に対しての話だと思うんですね、株式会社網走バスというのは今小澤さんが社長やってらっしゃるのだと思うのですが、その人対の話になるので株主の話はまた別の問題なのですね、経営権というのは全く別の問題になってくるのでその辺もごっちゃにしないでしっかりと線引きをしながら判断をしていただきたいということも申し添えたいと思います。

○山田(庫)委員

栗田委員から、絶対こういうことは馴染まないしできないのだから明言されてますけども、先ほどから言っているように公共交通を守る視点、それと網走バス株式会社だからタカハシだと言っ

てるわけではなくて、タカハシというのはいっぱい事業を持ってまして会社持ってます、大きく。

そこの中の網走バス会社として、その中身は詳しく言うっていうのだったら私サイドのこと全部しゃべってもいいですけども、今そこで中身のことを議論しても、私はいたしかたないと思いますから。ただ、いろいろやはりもめてるということは皆さん暗黙の了解でわかっていると思います。

この状態が長く続くことが果たしていいのか。

議会としても公共交通を守る視点でこのまま静観して見届けましょう見届けましょうということもいいのかもしれませんが、議論してますから、そういう実態でこういう考えもあるのだなということも多くは多くの市民もまた理解してくれる方も、ここに出てくるかもしれませんが、継続というお話もありますけれども、ここは各委員の考え方が一つにならなかったら、これはもうやむを得ない話ですが、ただ非常に私はこっち側寄りだというふうに言われるかもしれませんが、やはり公共交通を守りたいという視点で発言させていただいてますので、できるものなら一人、二人の意見がまとまらないのなら、継続している人、不採択だという方を議論の中で説得できるものならというふうに思いはありますけれども、これ以上あと議論してもしょうがないという委員長の考え方がもしおありでしたらあれですけども、あくまでも市議会として民間には、確かに手を突っ込んで意見書は出せません。

これは私たちも十分理解しています。

それと、31号、32号にも書いてますように係争中のやつは司法にゆだねなければならない、そして、労使がどうだ、労働組合が悪い、会社の社長が悪いという意味ではなくて、こういうことのごたごたを長く続けることで、本当に公共交通、もし職員の中で事故が起こったりもし職員がやっ

ていられないとやめられたとか、そういうことで路線バスがとまったりいろいろなことが生じたときに、あつていうふうにならないようなためにも、私は議会としてしっかりやれることはしてい

くべきだというふうに思います。

もしここで採択にならない場合も想定しますが、副市長もいますから、請願が採択されて意見書が来なくても市としては責任ある対応で臨みたいという話が今もし出るのでしたら、請願出さなくてもいいわけですからその辺も含めて、極端な話させてもらいますけれども、今は請願の議論をさせていただきますので、ぜひ各委員の御理解をいただければと思いますけれども。

○佐々木委員長

今、山田委員から再度採択をとという強い意見が出ましたが、それに対しまして何か変わった意見がある方がいらっしゃいましたら意見をいただきたいと思います。

○栗田委員

変わった意見というよりも認識をしっかり押さえてほしいという意味で言いますと、株式会社タカハシがたくさん企業持っていると、企業を持ったグループ会社がある、それは当然株式会社ですから51%の株券を持ってる方が全権をもっているというのは皆さん御存じのとおりだと思います。

先ほど私が話したように網走バス株式会社に関しては、代表取締役が経営責任があるわけですから、タカハシの株、本体のタカハシの株式会社の株をだれが持ってるかは別にしても、それが経営に対して直接関与するということは、原則的にはないわけですね。

株は当然、網走バスの株は株式会社タカハシで持ってるのか個人かどちらかで持ってるのだと思うのですが、経営権とその内容の労使に関して直接手を下すということは普通はあり得ないという、法律の会社法というものを原則で言えばそういうことになるかと思います。

そういう観点からするとあくまでも網走バス株式会社の社長に対するいろいろなお願いだとか、労使間のいろいろな問題も含めて、それはこの場ではなくて、こういう請願という形でなくてほかの手法でできるのではないですか。

そのためには我々も当然できることは尽力す

るという気持ちは十分あるんですけども、当然それは山田委員もその関係者の1人ではあるのかと思うので、そういう意味ではそういう動きをしていただきたいということで、なかなかその請願を通してということにはなじまないということをお願いしているのでもう御理解をいただきたいと思います。

○佐々木委員長

種々議論いただきましたけれども、この請願4件に関しましては意見の一致を見なかったために、閉会中継続審査とすることを報告することに決定いたします。

次は新規の要請一件です。

J R 北海道の重大事故トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書の提出要請についてを議題といたします。

ここで休憩します。

午前 11 時 57 分休憩

午前 11 時 58 分再開

○佐々木委員長

再開いたします。

○山田(庫)委員

33号のときにも、全文の中でちょっと序文として触れられてましたが、J R 北海道の本当に2、3年前から事故がいろいろ多発をしまして、今信頼回復に本当に一生懸命なんだというふうに思っていますが、ここの陳情の中身の部分も含めてですが、やはり一企業だけでは対応できないところいろいろあるのだというふうに私も認識しますから、J R 北海道、特に道民の足を守る一つの大きな交通ですからぜひ採択していただいて、これも相手側が民間ですけども、国に対してやっぱりきちっと対応することはしてくれという意味で私は賛成の立場で可決していただきたいという立場で発言させていただきました。

○佐々木委員長

そのほか意見ございますか。

○小澤副委員長

本当にJ R のトラブルは報道でもたくさん伝えられましたし、会社内部でなければいけない

ことはやっていると思いますが、やはりここは第三者機関であるところがきっちり対応していくということを強く望みたいと思いますので私も採択ということでお願いします。

○佐々木委員長

そのほかどうでしょうか。

○栗田委員

私も採択の立場で発言をいたします。

本当にＪＲ北海道いろいろな事故が多発しています。

正直言ってぼろぼろの状態ではないのかなという気もしております。

その原因はいろいろ調査もしてるのですが、新幹線等を運行している東海なのかな何になるのかな、各分社化によって、その経営体質の差ができてしまったというのが今現況で、その結果やはり投資、要するに採算性があまり合わないので更新だとか投資の部分がおそろかになった結果、このようになったのですが、このようなトラブルがいろいろおきているのですけれども、今スピードを落としたりして対応して、利用者側からすると非常に不便な状況も続いていると思います。

私も住む網走というのは、特急が幸い来ています。

これを守り続けるというのは非常に大切な位置づけがあると思います。

そういう意味からしても、やはり経営体質いろいろなその安全性の面、すべてを含めて非常に大切な部分ですので、ぜひとも採択をして関係官庁その他に申し入れをしていただきたと思うのですが、記の部分でちょっとよくわからないのは、車両検査体制は積雪寒冷地、長距離運行どうのこうのと書いてあるのですが、この検査機関ということは何を指しているのかというのがちょっと私のほうでわからないのですが、その辺についてどうでしょうか。

○工藤委員

結局通常的に資本投下どうのこうのというけど人的資本投下がおくれたんですよ。

ですから整備不良車とかそういったものが発

生した原因の大きな一因だと思っていますよ。

○佐々木委員長

検査機関について知りたいということでしたよね。

そうしましたら、要請提出者から説明を受けたほうがよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後０時 02 分休憩

午後０時 06 分再開

○佐々木委員長

栗田委員からの質問に関しては今休憩中に理解をいただきましたので、そのほかの方の意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

では、この要請に関しましては採択ということで、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしたいと思います。

この意見書案につきましては、このあと理事者を入れかえて、次の審査に入りますので、そのときに意見書案を配付して皆さんに確認いただきたいと思います。

この時点で一度理事者入れかえる前にそのほか何か案件が理事者側でお持ちでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

委員のほうからございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

ではここで理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午後０時 08 分休憩

午後０時 59 分再開

○佐々木委員長

では午前中の休憩に引き続きまして、再開をいたします。

先ほどのＪＲ北海道の重大事故トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書の意見書案を皆さんにお配りしてありますけれども、御一読いただいておりますでしょうか。

その内容でよろしかったでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

それでは、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定したいと思います。

また、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づきまして、関係行政庁に提出することに決定いたします。

次に、議案審査に入ります。

議案第4号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

まず説明をお願いいたします。

○山崎営業課長

それでは、議案第4号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

議案資料30ページから31ページ、資料3号の1をあわせてごらんいただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、水道事業の財政収支計画におきまして、維持修繕事業費の増加並びに給水収益の減少等に伴いまして、平成26年度以降資金不足が生じると見込まれますので、水道事業の安定経営を図る必要があることから、水道料金の改定等を行うため、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、1点目は第5条の給水の用途別種類において団体用、営業用を統合し、業務用と種類名称の変更を行うものでございます。

2点目は、第26条関係の別表1において、料金区分の名称変更、基本水量区分の新たな設定、各料金区分の基本料金、超過料金の改定を行うものでございます。

次に施行期日でございますが、平成26年5月1日から施行するものでございます。

次に、別冊資料3号の2の水道料金改定資料をごらんいただきたいと存じます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。

改正の必要性でございますが、現行料金は、平

成17年4月1日から実施し、補償金免除繰り上げ償還制度の活用、検針及び料金収納等の窓口業務の民間委託など、事務事業の見直しや人件費の削減など経費の縮減を図り、9年間経営を維持してまいりました。

しかし、施設の老朽化に伴う修繕事業費の増加、企業債償還金が支出の約6割を占める中、給水収益の減少が予想されることから、収支の均衡を保つことが極めて困難となり、平成28年度末には約1億8,400万円の累積資金不足が見込まれます。

そのため、安定した水の供給、経営の健全化と利用者サービスに万全を期すため、料金の改定が必要となるものでございます。

次に、改定の基本的な事項でございますが、料金算定期間は平成26年4月から平成29年3月までの3年間とするものでございます。

料金体系は現行どおり用途別料金体系といたします。

次に20ページをごらんいただきたいと存じます。

この表は、現行の用途別料金体系と改定後の料金体系と比較し、改定率をあらわしたものでございます。

改定率につきましては、平均で8%と見込んでおります。

家事用で申しますと、基本料金は基本水量現行8立方メートルまで1,322円から改定後5立方メートルまで1,170円となり、月152円の負担減、改定後5立方メートルを超え、8立方メートルまでは1,460円となり、138円の負担増の2段階の設定となります。

以下記載のとおりでございます。

次に21ページをごらんいただきたいと存じます。

この表は料金改定による水道事業会計の収支見込み表でございます。

改定後の収支見込みでございますが、この3年間は収支の均衡を図ることができる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○佐々木委員長

それでは皆さんから質疑を受けたいと思います。

いかがでしょうか。

○小澤副委員長

今回の料金改定につきまして、この計画を平成26年から28年の3カ年という形で御提案あるのですが、この3年とした根拠があれば説明をお願いします。

○山崎営業課長

料金の算定期間につきましては日本水道協会の水道料金算定要領によれば、おおむね将来の3年から5年とされておりまして、今回は将来動向がある程度まで把握可能な3年をめどに料金改定を実施したいというふうに考えております。

○小澤副委員長

それでは今回は3年という形で、5年というものは試算していないということでしょうか。

○山崎営業課長

そのとおりでございます。

○小澤副委員長

比較するものがないのですが、3年と5年で比べた時に、例えば5年で計画したほうが料金改定の幅というのが小さくなるということはないでしょうか。

○山崎営業課長

実際に料金改定することによりまして、やっぱり水量的なものも当然減っていくということが見込まれます。

そういった意味では今試算としまして、年1.5%の料金の減少というのを見込んでおりまして、その幅が大きくなっていくということになりますので、極力近い割合で3年でやったほうが収支の均衡が保てるのかなというふうに思っております。

○小澤副委員長

わかりましたが、今回3年という形で出ますので、3年後にまた料金の改定が来るのではないかと、不安に感じるところもあるのではないかなと思いますが、それを含めて3年だけの計画とし

ていると思うのですが、ここはやはり3年と5年と両方試算を出されてからその対比してみたいなというふうに思うのですが、もしするとしたら時間的なものとしてはかかってしまうようなものののでしょうか。

○山崎営業課長

網走市の場合ですが、過去も含めまして3年ということですとずっとやってきております。

これも資金収支方式というやり方なのですが、若干時間をいただくという形になるかと思えます。

○小澤副委員長

今はできないということですので、この部分についてはまた後からということで、次にこの計画の中で、設備の更新というものが上がっていますが、導水管の更新というものはどの程度入ってるのかというのがわかればお願いいたします。

○山崎営業課長

導水管の更新につきましては、平成25年度補正させていただきました漏水箇所の、困難地域につきましては2年計画ということで、今年度の補正分と来年度、3億5,000万円ですね、これについては見込んでおります。

ほかは今のところ見込んでおりません。

○小澤副委員長

そうしますと、導水管の更新というのは、これから計画をしてその分がプラスされるというような、もしやるのであれば、これ以外に費用がかかってくるというような考え方でよろしいですか。

○今野水道部長

私どもが採用してます料金の算定方式というのは、先ほど答弁しておりますけれども、資金収支方式といいまして、今見込みがとれる算定期間を3年間といたしまして、その間に事業費が幾ら必要でそれに対する料金が幾ら必要になるかという収支の均衡を図れるような算定方式をとっております。

今、導水管のお話がありましたけれども、導水管については漏水の未然防止対策として考えら

れている早期発見、早期修繕の位置づけである困難箇所の導水管の布設がえというのと今やっておりまして、その継続事業は含まれておりますけれども、新たに現在総延長の4割を更新をさせていただいてますけれども、6割はまだ創設期のままという状況ですので、その部分については、今回その導水管の漏水事故の調査検討委員会を実はやっておりまして、その第三者委員会で答申をいただくということにしておりますので、その答申があった段階で、市として今後どうするかという方向性、方針を固めて、その後でその更新事業をどうするかというのを考えていきたいと思っております。

今回の3年間の中には、含まれていないという状況でございます。

○小澤副委員長

内容は理解させていただきました。

この水道の会計は独立採算制をとらなければいけないという事業ですので、収支の均衡を図らなければいけないという部分はわかります。

ただ、参考資料についてるように他市との動向を見ますと、その給水の仕方というのはその市町村でだいぶ違うのでしょうか、本当に安い市と高いまちとは差があるのだなというふうに思います。

例えばなんかどこか一例挙げて、このまちはこういう方式でやっているから安いのですとか、当市は遠くから引っぱっているという関係でこういう料金ですというのがわかるのですが、そういう違いがはっきりした理由があれば一つか二つ事例を上げていただきたいと思います。

○山崎営業課長

人口密度という点で、1平方キロメートル当たりにどれだけ人口がいるかということで考えさせていただきますと、網走市の場合は1平方キロメートル当たりの中に672名という人数しかおりません。

例えばこれがですね、小樽市であれば、2,663名と。

旭川市で1,296名、室蘭市ですと2,580名と。

ある程度この密集した中で経営をやっているということになります。

網走の場合はやはり端から端までかなり給水区域が広いということで、やはり分管の延長部分とかの負担がかかっているというふうに考えております。

また、人口が多ければ、その分負担分は各自少なくてすむという形だと思っております。

○佐々木委員長

そのほか質疑ありますか。

ないようでしたら、この案件につきましては・・・山田委員。

○山田(庫)委員

今小澤委員から何点か質問がありましたけれども、まず平成17年に改定して以来、内部努力いろいろ含めて、9年間改定がない中で、御努力に対しては敬意を表すわけでありましてけれども、平成26年から改定をしないと、3年間という提案でありますけれども、これは過去の話ですからさかのぼる気はありませんが、9年間頑張ってきたので今回の上げ率が高くなっているという背景ももちろんあるのだと思います。

もし途中で改定がされていれば、率は下がったのかもしれませんが。

ただこれは、9年後には同じような形になってくる可能性は多分にあるわけですから、この9年たって今上げることが私はだめだとかそういうことではなくて、必要性は十分に私も認識をしていかなければならないというふうに前置きしながら、質問をさせていただきたいというふうに思いますが、今の小澤委員からあったように、導水管、これが部長から答弁あったように、約60キロある中4割ですか、整備が終了してきていて、過去2回の大きな断水によって急遽対応しなければならない箇所も出てきてますから、26年度では2カ所程度、また3億円をかけて整備をする予定に資料からするととなりますけれども、今説明あったように、その後は協議会か委員会の中で議論を経て、その後に導水管の整備計画というのが具体的に出てくるのだと思うのですがけれども、非常

に心配しているのは私も従来から、網走市の今の給水の方式というのは、川から引っ張って浄水をして流すという形には将来的にもならないだろうと。

あくまでもやはりおいしい水を飲むために、今の方式をやっぱり継続していくべきだというふうに基本的に思ってますから。

そういう意味では、導水管が溶接部分含めて強化をしながら、耐用年数がある程度きてるのにもかかわらず、もう少し延命も含めて対応していただいていることも十分理解してますから。

ただ、また何かあったときのことも含めて、この導水管の整備をやはり27年以降もどうやっていくかということを速やかに計画を立てなければならないと思うのです。

そのときに、もし計画が立ってきたら本当にこの料金改定ですむのかということをすごく心配を逆に行っているのです。

27年28年は1億4,700万円だけであって、導水管の整備の計画は載ってないのですよね、9ページの資料を見ますと。

ですから、ここに計画ができて、27年から例えば約1キロ1億円かかると考えれば、年間にどの程度ずっとやっていくかということの整備計画が出てきたときに、2億なり毎年やっていくということになれば、28年で1億8,400万円の資金不足が出るということが、27年からそのことは現象として出てくる可能性があるかと。

こういうことになりますし、28年にはまだまだ資金不足が生じる可能性があるとなれば平均の8%で本当にいいのかと、上げれという意味ではなくて。

その辺はどうなのですか。まずちょっと聞かせていただきたいと思います。

○山崎営業課長

基本的な考え方としては、積立金という形になるのかどうか分かりませんが、今回の料金改定に関しましては、やはりこれから家事用が電気料金がまず値上げになったと。

あと、円高を背景に原油価格が高騰していると、

原材料の輸入価格の高騰により物価が上昇傾向にあります。

国においては平成26年4月から消費税を8%に上げる予定です。

平成27年10月に消費税率が10%に上がると見込まれるということで、網走はまだまだ景気の浮揚感というものがまだない中で、市民の皆さんに負担増を求めるといのはなかなか厳しいものがあるのかなというふうに感じておりまして、水道料金というのは基本的に給水サービスの対価でありますので、できるだけ低廉かつ公平でなければならないということでございます。

この3年間については必要最低限の料金改定にとどめたいという考え方でございます。

また先ほど部長のほうからも出しましたが、第三者機関であります網走市導水管事故調査検討委員会、こちらのほうで漏水事故の究明も含めまして、今後の導水管の維持管理、更新計画のあり方について提言を求めるということになっております。

その答申を受けた後に市の方針を決定し、適切な対応を講じたいということを考えております。

また、現在鋼管は補助事業対象外の管種となっているということで、ことしにつきましては市の単独で補助要請を行っておりますし、北海道日本水道協会、日本鋼管協会と連携により補助採択に向けた要望活動を行っております。

そういった意味で事業費及び補助金等のめどが立った時点において、次期料金改定に向けたその積み立て等の議論についてはその時点で判断していきたいなというふうに考えております。

○山田(庫)委員

端的に言いますと、導水管の整備は平成26年度はやるけれども、27年、28年はやらないと明言しないと料金改定の率が矛盾してくるから、そこはこの9ページにあるように1億4,700万円の施設費の計は27年、28年変わらないですから、この導水管の東藻琴の末広、新富地区含めて、26年度には3億6,750万円と整備があるのですが、この27年、28年には載ってません。

ですから、ここは計画ができたときにやらなければならないというふうになったとしても、お金がないでしょうということを言わせていただいているので、だから、それは計画ができて29年からでないと導水管については手をかけられないということを今水道部として考えているのかどうかをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○今野水道部長

現在資料としてお渡ししてる中には27年、28年には導水管の事業ということでは掲載させてもらっておりませんが、これからの動きで例えば国の補助がすぐに採択と言いますか、つくというような状況になれば、事業自体はやるべきだという御意見もいただくと想像してますけども、もしそうなった段階で導水管の事業については100%企業債ということで事業を起こせるというふうに考えておりますので、この算定期間の3年間の間には、元金が据え置きになりますので利息は幾分発生することになりますけれども、企業債で水道料金を使用しないでも事業が可能というふうにとらえております。

○山田(庫)委員

導水管はやはり、できれば早目に整備をしていくことがまずいいということを前提にお話しますが、お金がかかります確かに。

それで今、企業債借りればそれはできるのだと思いますが、資産算出の中には平成27年度では企業債は、前年度よりは7割以上減額の中できちっと提示されて計算されているのですよ。

だから、それは鋼管の補助率が出てきて、ぜひ私は鋼管も補助対象にさせていただきたいという一人ですけども、これがなってくればもっと導水管の整備っていうのは速やかに進んでいく可能性が多分あるのだけれども、その辺が本当に8%で28年以降に導水管の整備をする頭があるし、ただ、緊急のときには企業債を借りてでも対応していくというのは十分わかるんですが、料金改定というのは数字の中で計算して、何%という形で出てくるわけですから、そうやって言ってし

まうと、今考えている1億3,000万円の企業債が27年度分がもし企業債借りれば4億円になる可能性もあるとなると、この算出根拠が全くなってしまうからその辺の心配も含めて言っているので、決して責めてるわけではなくて、だから、導水管の整備というのは本当にどうなのだろうということも、小澤委員もその辺含めて聞いたのだと思うのでね。

その辺全くしない中で料金改定考えているのだなと、26年はやるようだけれども、その辺は本当に大丈夫なのかなというふうにちょっと思っています。

市民の方に怒られるかもしれませんが、やはり網走は導水管がなかったら水は飲めませんと、だから例えば5%なり10%を料金の中に、導水管の布設がえの資金としてもらえる仕組みっていうのは出来ないのかというふうに自論を持って発言してきた経過もありますから、これがいいか悪いか議論は別として。

そういう意味では導水管というのは非常に大事な、ここがなくなると水供給できませんから。

ただそんなことも含めて、ここに27年と28年の導水管の整備費がないということは非常に不安な部分があったもので、ちょっと聞かせていただいたのですが。

○今野水道部長

導水管につきましては、水道事業に携わる者としにしても、水源から水を引くというそれこそ大動脈、命だと思っております。

今回の料金改定では、安定的な経営を図るという内容での改定率となっております。

導水管につきましては先ほど来御説明しておりますとおり、今第三者委員会で、これからの導水管のあり方についても御提言をいただくということで進めておりますので、その提言をいただいた後に市としてこれからどうするのかと、正直言いまして、民地の中を通っている部分もございますので、そういうルートの変更の可能性もございますけれども、そういうのも含めまして今後どうするのかというのを決めて、市民の方にもいつどこでどのようにお金はどれぐらいかかって、ど

れくらい御負担をいただくというような説明ができる段階で御提示をさせていただきたいというふうに考えております。

○山田(庫)委員

今の部長の説明で、そこは明確になったときにどういうふうに対応していくかということはまた別に議論をさせていただきたいと思いますけれども、今回の中には導水管の整備については、平成27年、28年は予定はしていないということで確認させていただいていいですね。

それと例えば、水道というのは非常に公共的な部分があって、これ非常に矛盾するところがあるのですが、片方ではやっぱり水は大事に使って節水をしてください、無駄遣いしないようにしましょうと言いながらも、水は売らなければならないというこの側面も持っているということは企業会計としても、大変な部分もきっとあると思うのです。

それでやはり断水の経験とか、節電、節水も含めて今、そういう市民も含めて認識が非常に持たれてきていることと、加工場含めて今度は業務用、その辺もどんだんどんだんその目減りをしてきている、使用量含めて、そういう意味で本当に水道企業会計も大変な状況になっているのは十分認識して、ただ28年にこれを見ますと、累計がそういうふうになってきますから、4ページですか、28年度で財源不足が1億8,400万円足りなくなる。

資本的収支なども含めて、非常に減額の中で計算される中で、結構シビアにやっているような気がしてもやっぱり収入が減ることが一番大きな問題なのだと思うのですが、家事用はそんなに目減りはしないように思うのですが、6,000万円ぐらい減るのかな、単純に言うと金額的には、給水収入については。

消費税込みで8億7,255万5,878円というのが28年度の計であるのですが、それが後ろのほうにちゃんと28年度の給水収入として、21ページに上がってくるのですが、収入が減ることによってと。

私思っているのが非常に努力をされて、24年度

の決算もここに記載のあるように黒字を出しています。25年度の見込みも1,000万円台だと思いますが、黒字の予定、見込みがされているわけですが、26年、27年、28年のうちに、そういう会計なのに、3年で1億8,400万円、急になんでなくなるのだろうかというのが中身を見るといろいろ精査すればわかるのだと思うのですが、端的に言って収入がやっぱり減ることが一番大きいのですかね。

○山崎営業課長

まず収入面で見ますと、見込みとして、現実的にはやはりマイナスで大体1.2から1.5%ぐらいずつ毎年落ちていくという状況になります。

それも含めまして、当然料金改定をやった場合にはもっと落ちていくというような予想でおります。

ですから私どもとしましては1.5から2%ぐらいの経過というふうな考え方をしております。

○今野水道部長

補足で申しわけありませんけども。

収益的収入、収支の中で減価償却費として、例えば平成25年ですと補正後で3億4,500万円ございます。

この部分が何に使われるかといいますと、資本的収支の中の、企業債の償還金ということで、元金の償還元金に当たりますけれども、ここにほとんどが充てられると、実際に減価償却の場合水道施設ですと40年という耐用年数で、割り返して減価償却されてきます。

しかしあの企業債の償還金は、据え置きを含めても30年で償還をしていくということで、単年の償還する額の方が大きいという状況にありますので、どうしてもその年その年に出ます純利益を補填をしなければ、成り立たないという状況にありますので、どうしてもこの純利益として計算上で、少し黒字が発生したとしても元金に補てんをしなければならないということで、この部分が、純利益として残るという状況にはならないということで御理解をいただきたいと思います。

○山田(庫)委員

平成29年度まで出すことはないのですが、これは28年で1億8,400万円ですから、もしこのままですとこの倍ぐらいになるということは試算できるのでしょうか。

○今野水道部長

この資料の中には3カ年ということを表示させていただいておりますけれども、大ざっぱに収支をもう少し延ばしたのがありまして、その中でいってもどんどんこれ以降はマイナスがふえてくるという状況になります。

○山田(庫)委員

また後ほど議論もさせていただきたいと思いますが、先ほど課長からも説明あったように、来年は4月に消費税がどうなるかという議論があるわけですが、安倍総理は前向きな考え方を示したのかなというふうに私はちょっと認識をしていますが、そうなりますと、これが5月から改定で約8%、そしてもし、5%から8%に3%上がりますと、5月の料金改定が8%と言っていますが、消費税がこの4月に実施をされるとなると、それが今度は上掛けされて率が上がってくるというところもやむを得ない話ですけども、その辺は消費税はというふうに考えているのですか。

○山崎営業課長

消費税につきましては国で上がったものというふうな解釈でおりますので、そのとおりやっていきたいというふうに思っています。

○山田(庫)委員

企業会計ですからもちろん消費税払わなければならないと、ほかの消費税取っている施設は扱いが違うというのはもちろん思っていますが、タイミングが悪いと私言いませんし、必要だからこれ料金改定ですから。

消費税がまた上がって、再来年にはまた待ち構えてるわけですから、景気がというふうになるかということも国を見据えて、多くの案をお持ちだというふうに思いますけれども、非常に市民にとっては、消費税は消費税で別なんですけど、上がったときにうわあという市民感情として私はあるというふうに思っています。

そういう意味では市のほうも覚悟の上でというふうには思ってますけど。

このお金がなければ、やっぱり水道企業会計というのは大変な状況に落ち込んでいくっていう背景もあるのだというふうに思っていますから、消費税のというふうになっていくか、反対されてる方もいますからというふうになるかひとつありますけれども、平成27年度で10%かな。

先ほどもちょっと小澤委員からも出てたのですが、課長から説明あったように人口密度、それから給水区域の広さによって、配管の長さとかいろいろな関係あるし、維持管理もまたいろいろかかるということで、函館なんかは745円なんていうのは考えられない金額なので、函館山からすぐ水がきて、すぐ給水できているのかどうか私はわかりませんが、いろんな市もあるということも含めて、網走は今度ほかのところが改定がなければ、今の状況でいくと14番ぐらいになるので、そういう意味でも高いほうと私は言いたくありませんが、上位のほうに位置づけをされるということになってくるというふうに思います。これは特に、全道の市を、状況を見据えて料金改定なんて考えることではないと思いますが、それはそうですね。

○山崎営業課長

各市各市それぞれやはり財政状況も違いますので、当然その辺はあくまで網走市という部分での考え方です。

○山田(庫)委員

一回質問を終わりますが、後ほどまた質問させていただきたいと思います。

○栗田委員

種々議論されてる中で理解できる部分もたくさんあります。

まずはその網走市は大変恵まれた水を飲んでいる。

市民が本当においしい安全な水を飲んでいるという認識が前提であります。

それは市民の誇りであって、私たちここに住む者もほかの地域に行っても胸を張って、すばらし

い水だよと、そのためのコストがどうのこうのという話が今日の段階なんかになろうかと思えます。

それは当然いいものを求めるなら多少の負担はそれぞれ市民が納得の上で行われてきたという現状もあります。

ただ残念なことに、安全と言いながら断水事故が2回発生しています。

これは事実として受け入れないといけないですし、私も議員になってからこの委員会に長くいるものですから、その中で断水を2回経験しています。

以前の説明ですと、絶対にそういうことは起きないだろうということがあったのですが、現実には起きたという事実がそこにあるわけですね。

先ほど来説明の中にあったように、その事故の調査についても当然しっかりとしたものが出てくるでしょうし、その後の対応っていうのはより一層きちっとしたものでなければならないと。

そこに当然、過分なる費用の発生が出るだろうということは容易に予想ができるのですね。

導水管のまだ今の段階では延命、万が一の断水のときに、速やかに修繕ができるような体制強化というのが去年の事故以来やってきております。

それも十分知った上で、先ほど山田委員からも言われたように本当に8%で持つのか、3年スパンで切って考えていくということも確かな話ですし、3年の段階ではまた値上げも当然起こりうることだと思うんですね。

それも非常に理解するのですが、ぎりぎりできるだけやはり消費税の関係もいろいろ出てきましたけれども、その値上げ幅というのはやはりチェックしていくという努力をしないといけないですね。

それが希望なのです。

現実シミュレーション見てしまうと確かにそうだねということになってしまうのですが、まだコストの面でどれぐらい削れるのかっていうのがぎりぎりまで努力されてるのでしょうけれども、それは原課のぎりぎりであって、我々が考

える本当のぎりぎりなのかというところを踏み込んでいかないと、この最終的には値上げの云々とか、是非っていうのは決められないのが現状ではないかなと思うのです。

ぎりぎりだっていうのはある程度は理解していても、本当にぎりぎりなのか、残念ながらきょうの資料を見る限りはそこまでは把握しかねるというのが正直なところなので、僕は本当に上げる方向で考えるので賛成をいたしますけれども、本当にその状況に行くためのプロセスとしてランニングコストもしっかりとした把握をし、十分に吟味した上で、これに対する賛成をしていきたいなというふうな感覚も持っているのですがどうでしょうかその辺。

○今野水道部長

御提示させていただきました資料につきましては、私どものできる範疇で最小限ということで考えた資料でございます。

先ほど他都市の状況の中でも、いろいろ条件が違ったり水源が近かったりとかいろいろあるかと思いますが、条件の違いで料金の多い少ない、高い低いというのが出てきているんだと思います。

私どももその他都市の経営状況というのを全部把握しているわけではございませんので、今後の中ではどういう経営をされているのかというのは、料金の低いところを参考に同じような人口密度ですとか、管の延長に対する人口の割合ですとか、そういう網走と近い条件のところでのいう経営をされているのか、少しお時間をいただければと、ちょっとこれから勉強をさせていただければというふうに思います。

○栗田委員

他市の確かに参考にはなると思うのです。

ただ私は他市のことはあまり、事情が全然違いますから、取水している場所もすべて違うので他市のことは参考程度の話だと思うのですよね。

要はランニングコストがどれだけ圧縮されている、その正否っていうのをしっかりと把握した

上で、納得で大方はみんなわかっていると思うのですが、でも、まだ限界なのかなっていうちょっとクエスチョンがつくってところをちょっと確認したかったという意味だったのですけれども。

○今野水道部長

私どもといたしましては、できる範疇で圧縮をかけた姿だというふうに御提示させていただいております。

御理解をよろしくお願いいたします。

○大澤副市長

最近の自治体経営ですが、本当に民間の感覚も入れながら、収支のバランスをとっていくというのはこれはもうそういう形で自治体経営をしていかなければならないというふうに考えてまして、特に水道事業会計につきましてはその考え方を強く持っておりまして、今回の料金改定に当たっても消費税のことも踏まえながら、大きな額にならないようしっかりと金額つくったものであります。

今後におきましても、そういう観点はしっかり持って経営に当たっていきたいというふうに考えてますので御理解をいただきたいというふうに思います。

○栗田委員

総体的な答弁の内容を総合すると、限界まできっちりとコストダウンをした中でこういう提示をしているという理解でいいということだと思うのですし、そのように理解をしているつもりでございます。

つけ加えるならば先ほど山田委員のほうから言われたように、導水管の問題もこれからいろいろな交付金の関係もあるでしょうし、そういう要請活動による成否によってはまた変わってくる部分もあるのでしょうかけれども、見えない部分で、やはり不安要素というのがみんな多いと思うのですね。

断水事故があったことによって市民というのがこの網走の水についての、認識を非常に強く持ってますので、だからぜひともそういうことがな

いように、実際断水の被害に遭った人たちもああいう不自由は困るということで、それだけ安全性を、そのためには受益者負担っていうか応分の負担もしようがないという感覚になっているのも事実です。

事実我々もそういう説明をしております。

何とかその安全に皆さんが生活できるように、そういう傾向で市としても考えてますよって話は十分説明してますし、値上げに関しても我々も一生懸命説明しなくてはいけないと思います。

こういう理由でこういうふうになるのだと、一般市民の方がこれだけ深くはわからないでしょうから、そういう役割が私たちが担っている大切な役割だと思うので、そうなってくるとなおのことその先を見据えた本当にこれで大丈夫なのかなっていう不安もないわけではないのです。

それも踏まえて、もう少ししっかりと我々のほうも勉強しながら、進めたほうがいいのかと私は思うのですがどうでしょう。

○佐々木委員長

栗田委員からももう少し審査をとってお話ですが、皆さんどうでしょうか。

○山田(庫)委員

栗田委員からも今ちょっと出ましたし、私もあの何点が質問させていただきましたが、導水管の関係もそうですし、1億8,400万円の話も御答弁いただきましたけれども、せっかく御努力されてつくってくれた資料、目を通してますけれども、まだまだやはり隅々まできっちり読まさせていただいて、あとは他市の話もありましたけれども、私たち自分でもどのような状況にあるのか時間をいただいて、研究調査もちょっとしたいなという思いもあるのです。

それで今回は8トンと5トンという新たなシステムの変更も含めて出てきてますから、これは賛否両論あると思いますが、やっぱり少ない人にとっては非常にいいことですし、制度としては一つ評価をする部分もございますけれども、この辺も含めてもう少し私たちにも時間が欲しいというふうに委員長にちょっとお願いを含めて、本

来なら速やかに結審して結論を出すべきだと思いますけれども、もう少ししっかりした値上げしないに越したことはない課題ですけれども、しっかりこの所管の委員会で議論をして時間をかけていただくよう委員長にもちょっとお願いを私からもしたいなというふうに思います。

○佐々木委員長

今お二方から今回のこの水道料金改定についてはもう少し時間をかけて審査をしたいというお話でございますけれども、ほかの委員の皆さんはそのような形で継続審査という形にしたいという声がありますけれどもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

それでは、閉会中に継続で審査をしたいという声が強いので継続審査にしたいと思います、これ会期中で行うのか、閉会中じっくり時間をかけて、もう少し時間が欲しいのか。

その辺は皆さんはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○工藤委員

会期中で出来ればするべきだと思いますけれども、その辺皆さんの意見があればと思います。

○佐々木委員長

工藤委員からは会期中で審査すべきではないという声がありますが、ほかの委員はいかがですか

○小澤副委員長

先ほどこっちと質問した、例えば5年というスパンで仮の想定をした場合というのが見てみたいと思うのですが、それを出していただけるかどうかという確認をしたいと思うのですが。

○今野水道部長

これについてはちょっとお時間をいただくことになると思いますが、なるべく早い段階で。

○佐々木委員長

会期中でできるのかももう少し時間がかかるのかその辺の予測はどうですか。

○今野水道部長

会期中には御提示させていただきたいと思い

ます。

○山田(庫)委員

本当に速やかに結審、私は判断すべきだと思いますが、会期中となりますとこの議会日程考えますと、きょうまたこれから引き続き質問あることはしっかりやって、またさらに資料提出やいろいろなこと、自分たちも調べたいことも含めてすると、予備日の17日以外委員会としては日程ないと思いますから、私はそうすると大変申しわけないですが、今議会の中で結審というのは非常に私は難しいかなと。

ですから、閉会中の審査も含めて、委員長に話し合いをしていただければと思います。

○佐々木委員長

そうしますと、例えば資料がどの程度必要なのかどうか皆さんから具体的に上げていただいた上で、やはりこの会期中はあと1回か2回ぐらいしか委員会持てそうにありませんので、閉会中審査という形がやはりいいのかなと思っておりますけれども、その辺で委員の皆さんから、例えば小澤委員が言った5年スパンの資料が欲しいと。

そのほかの皆さんで是非こういう資料を上げていただきたいというのがあれば、ここで出していただきまして、閉会中審査という形になろうかと思っておりますけれども、そのような形で進めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

小澤委員のほかに何か資料が欲しいというものがありませんでしたらおっしゃってください。

○工藤委員

特に質問等ございませんでしたが、閉会中等含めてということになれば、今までの話の中で導水管というものに対してかなり重点的な質疑ございました。

導水管は網走の水が大変いいので、磨耗率が大変低いというわけですね、磨耗減少というのが、そういったことで、事故があっても恐らく電食とかそういったものしか考えていなかったのですね。

それから、凍害、沢地の問題とかそういったことによる凍害、そういったほかは非常に事故が少

ない導水管と、これから50年もつ、そういった認識しておりました。

そして、漏水探知機等の箇所づけがあれば、断水騒ぎがないと、こういったのがあったのが今回あたかも、1、2年そういったことがありまして信頼性をなくして、そして導水管というものにこの流れが変わってきたのかなと僕は認識しているものですから、断水というのはこれから絶対にフォローできるっていう認識をさせるのに1、2年かかるものかね、問題は導水管の移設と、探知機の箇所だと思うのですよ、それがあれば断水騒ぎというのは非常に少なくなって、導水管に対しては、徐々にやって、いける国の補助、どうしてもやれっていうお金やるっていうようなことがない限りはまだ急ぐことないと思いますが、その辺もちょっと出してもらえれば。

ここでやっぱりやらざるを得ないよと、30年だよと、または、応急措置でやったほうが絶対安いのだっていう僕らが思ってたのが絶対安いのだと。断水のときは直せると。

それが自信がなくなされた現状、もう1回大丈夫っていうのが出せるのか、やはりもうこの際導水管を年次更新しながら、その辺ちょっとどっちのパターンでも、出してもらえればなど。

今でなくていいよ。

どうせ閉会中っていうのだったらね。

○佐々木委員長

今これから閉会中審査するために委員から資料の提示など求めるのがあれば出していただくと思います。

今工藤委員から出たものについても資料をつくっていただければと思います。

○今野水道部長

今の導水管のお話で、先ほどもちょっとお話しさせていただいたのですが、その第三者委員会の今後の答申の内容によりますけれども、それ以降、市として導水管をどういう方向性を持たせるのか、その辺を決定していきたいというふうに考えてますので、今第3回目の委員会を実は10月の中過ぎに考えておりまして、それ以降でなけ

れば市としての方向性を定めるということがちょっとできない状況でございますので、それ以降であれば可能というふうに考えております。

○佐々木委員長

閉会中の審査の日程を設定するのはそういうことも吟味しながら、やっていきたいと思っておりますので、その形でよろしいと思います。

○大澤副市長

全体的な導水管の整備ということと、この料金との関係ですけれども、先ほどから部長以下で説明しているとおり、今までの例に倣って算定期間を3カ年で考えてますと、3カ年にかかる費用について割り返して、料金を決めてると、こういうことですね。

その中には導水管関係の部分も一部入っているわけです。

今後の大きな事業、全体的にやると何十億の話ですが、それが長い期間と多額の費用がかかると、その部分を、この料金の改定の中にはね返すことができるかどうかという部分だと思うのですが、先ほど説明しているとおり、鋼管に対する補助はどうなるのかっていうことを盛んに国に対して要請もしております。

それから、全体的な事業費がどれくらいかかるかということがまだわからない中でその部分も一部盛り込んで料金の率をとすることはちょっと乱暴だという判断もありまして、この3カ年の中で今回は計画を立てたということであります。

したがって方針が明らかになった段階では、当然その将来的な負担の分も今のところで一部みてもらうのか、どうなのかということも含めて議論をしていただきたいと思いますけれども、今回の提案してるという部分につきましては、繰り返しになりますけれども、この3カ年の中で一部の導水管の工事費等も若干は入っておりますけれども、そういったことでの計算だということで御理解いただきたいと思います。

○佐々木委員長

副市長からもお話がありましたけれども、少し時間をかけて審査したいということですので、そ

のほかに特に資料要求とか何かここをお願いしておくことはございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

また後ほど出てくるかもしれませんが、その都度対応のほうよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、今回の網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、水道事業会計につきましては、閉会中審査をすべきものとして本会議に審査報告をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

そのように報告をさせていただきます。

次にその他ですが、先ほど栗田委員から除雪の現車両の使用時間がどのくらいかという質問がありましたので、今お答えをということで、担当課が見えていますので答弁をしていただきたいと思います。

○高橋土木管理課長

午前中の土木管理課所管の議案第6号財産の購入、除雪ドーザの関係でありましたが、栗田委員から更新する車両、現車両の使用時間についてお問い合わせがあったと思いますが、これについては平成9年11月に現除雪ドーザについては取得しておりまして、購入後15年以上が経過しております。

使用時間なのですが、稼働時間1万776時間、これはことしの3月末の時点で1万時間を超える稼働時間となっております。

以上でございます。

○佐々木委員長

栗田委員よろしいでしょうか。

それでは以上で審査が終了いたしますけれども、理事者側からその他何か案件ございますか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

委員のほうから何かございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

ないようですので、次は行政視察の日程についてですので、理事者には退席をいただきまして、そのあと皆さんと行政視察の日程について確認をしたいと思いますので、理事者の方御退室願います。

暫時休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時02分再開

○佐々木委員長

再開をいたします。

行政視察についてですけれども、皆さんのお手元に日程、調査市、調査項目等についての一覧表お配りしておりますけれども、このような日程と内容でよろしいでしょうか。

いかがでしょうか。

まず一件目は鹿屋市で住民協働による経済活動について、また鹿児島市については観光農業公園整備事業について、3件目としては北九州市で北九州スマートコミュニティー創造事業について。

以上3箇所について調査をしたいと考えております。

あとですね、ひとつ皆さんに確認をしたかったのがですね。

日程を見ていただくと、2日目の鹿屋市から鹿児島市に移動したあとなのですが、鹿児島市内に入れるのが14時30分ということで、ちょっと時間に余裕がありますけれども、何か皆さんからこの時間をうまく活用したいというような意見があるのか、それとも余裕を持って視察を行うのか。

その辺どう皆さんの意見を伺いたいと思うのですが。

○栗田委員

スケジュール等でちょっと時間に余裕ができたということで私は個人的にはラッキーだなと思っています。

鹿児島市内にはやく入れるということなので、非常に大きな都市ですし、泊まる場所はちょっとわからないのですが、いろいろな個人的にも見て歩きたいところいっぱいあるので、ぜひとも

そういう時間をつくっていただければ助かります。

午後 2 時 05 分 閉会

○佐々木委員長

ということは個人的にそれぞれ皆さんが有効に時間を使うというようなことでの御提案でしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

ほかの委員の皆さんもそのような形でフリータイムにして、夕方までちょっと時間が余裕があるのは、それぞれ自分が課題持って時間を有効に使うというようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

このような案で確定をさせていただきたいと思います。

次に、視察終了後の取りまとめについてなのですが、前回といたしますか、前年度も取りまとめ方についてはレポート提出というような形でやりましたけれども、今回はどういたしましょうか。

前年度と一緒に各自レポート提出をするということで取りまとめに活用するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長

ではそのような形でよろしく願いいたします。

そのほか何か確認したい事項がございますか。皆さんからありませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、行政視察につきましては11月5日出発の8日帰郷ということで3泊4日の3市視察ということで確定をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上、そのほか特にございませんですか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では以上で経済建設委員会を終了いたします。

大変長時間にわたってお疲れさまでございま